

過疎地域持続的発展計画書

自 令和3年度
至 令和7年度

長 崎 県 松 浦 市

《 目 次 》

1 基本的な事項

- (1) 松浦市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 01～ P 02
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・ P 03～ P 06
- (3) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 07～ P 08
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・ P 09
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・ P 10
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・ P 10
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・ P 11～P12

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 13～ P 16

3 産業の振興

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 17～ P 26
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 28～ P 29

5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 30～ P 34

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 35～ P 39

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 40～ P 45

8 医療の確保

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 46～ P 47

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 48～ P 51

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 52～ P 53

11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 54～ P 56

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画・・・・・・・・ P 57～ P 58

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分・・・P59～P76

1 基本的な事項

(1) 松浦市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

本市は、総面積が130.55km²で、九州本土の西端部、長崎県本土の北東部に位置しており、伊万里湾に面し、沿岸部には変化に富む海岸線が連なり、北松浦半島を構成するとともに離島を含む地域である。

この地域は、明治維新に至るまで平戸藩に属していたが、廃藩置県により平戸県、長崎県となった。明治22年の町村制施行時には8村あったが、昭和に入り合併や町制施行が進み1市2町となり、平成の大合併で、平成18年1月1日に松浦市と福島町、鷹島町の合併により、新「松浦市」が誕生し現在に至っている。

地質は、主に第三紀層に属する砂岩及び頁岩で、その上層部を玄武岩が覆っている。第三紀層の中には広汎な石炭層が含まれており、かつては、北松炭田として知られ、本市の基幹産業として採掘されていた。

気候は、令和2年の年間平均気温が13.4℃、年間降水量が2,923mmとなっており比較的温暖で安定している。

福島においては、昭和42年10月に、多年の念願であった「福島大橋」が完成し、福島地域の交通、経済に画期的な発展をもたらした。

しかしながら、旧松浦市及び旧福島町において活況を呈した石炭産業もエネルギー革命により衰微し、昭和47年9月を最後に炭鉱の灯が消えた。この基幹産業の崩壊によって本地域の経済は低迷し、特に、炭鉱閉山は急激な人口流出をもたらし、以後、過疎化が進む中で、厳しい行財政運営を強いられることとなった。

鷹島は、元寇の島として知られており、平成24年3月には、元の軍船や遺物が発見された海域を、日本で初めての海底遺跡「鷹島神崎遺跡」として国史跡に指定されるなど、元寇の史実を今日に伝える島である。平成21年4月の「鷹島肥前大橋」の開通により鷹島地域の交通利便性は飛躍的に向上した。更には、架橋に伴い交流人口が一時的に増加した。同年をピークに緩やかに減少傾向にあったが、直近では微増している。

本地域の活性化を図るために、企業誘致や人口の定住化を促す施策等を積極的に推進しているものの、依然として人口は減少している。

② 過疎の状況

本市の産業は、かつて農業及び水産業並びに鉱業に依存していたが、社会情勢の変動によって鉱業は衰退し、基幹産業を失った本地域の経済機能は大幅に低下するなど財政は逼迫して、住民の生活にも大きな影響を与えた。

特に、人口減少が急激に進み、昭和35年に60,912人であったピーク時期の人口は、昭和50年に33,042人へと激減した。

これを回復するため石炭産業に代わる工業の開発誘導、生活基盤、都市基盤の整備など諸施策を推進してきた結果、企業の立地、産業の振興等に成果があがり、昭和55年には32,478人、昭和60年には31,756人と推移しており一応の落ち着きを呈した。

しかし、学卒者等の若年労働者の市外転出や自然減少も伴って、平成１２年には２８，３７０人、平成２７年には２３，３０９人と人口減少に歯止めがかからない状況にある。

一方で、本市における６５歳以上の人口比率は、昭和５０年には１２．６％であったが、平成２７年には３３．３％と急速に上昇し、超高齢社会となった。産業振興、生活環境の整備と並んで、高齢者福祉の向上及び増進が今後の大きな課題である。

今後、過疎から脱却し、持続的な地域となるために、人口減少に抗う取組を引き続き実施する必要がある。一方で、人口減少下においても地域に住む人々が安全に安心して暮らせる住みたい・住みやすい環境づくりを目指して、魅力あるまちづくりを積極的に推進する必要がある。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等に配慮した社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業人口をみると、第一次産業の就業人口比率は、昭和５０年には３４．６％であった平成２年には２１．７％、平成２７年には１３．９％と、後継者の減少などに起因して急速な減少傾向にある。

第二次産業の就業人口比率は、昭和５０年には石炭産業の衰退等で最盛期と比較すると就業者数が減少し、２８．４％となった。石炭産業に代わる工業の誘致等の推進により、平成２年には３３．３％と再び増加した。しかし、平成７年の３３．６％をピークに、平成１７年には２６．７％、平成２２年には２７．２％、平成２７年には２６．５％と減少し、横ばい状態にある。

第三次産業の就業人口比率は、昭和５０年には３７．０％であったが、第一次産業の就業人口の減少等による就業構造の変化に伴い、平成２年には４１．８％、平成２７年には５８．１％と増加傾向にある。

本市の農業においては、１品目当たりの作付規模が小さいため、市場性に乏しく産地づくりの障害となっている。また、農家の兼業化や高齢化が加速的に進行することにより後継者不足も大きな問題となっている。さらに、農業経営体の多くが農産物価格の低迷等により厳しい状況にある。

水産業は、天然の良港である伊万里湾を核とした本市における主要な産業であり、船びき網、ごち網等の漁船漁業と、トラフグ、ブリ、マダイ、クロマグロ等の養殖漁業が盛んに行われている。特にトラフグにおいては、日本一の生産量を誇り、生産拠点としての地位を確立している。しかしながら、水産業を取り巻く環境は、需要減退、価格低迷と収益性低下に伴う漁家経営の悪化など極めて厳しい状況が続いている。

こうした中で、産業経済振興の一環として、企業誘致活動や水産加工団地の造成、魚市場の再整備、松浦火力発電所や石油ガス備蓄基地の立地等を進めてきた。

本市の豊かな自然や産業資源、人材を活用した体験型観光については、全国的にも先進地といわれるまでに成長し、交流人口の増大に大きな貢献を果たしている。

また、鷹島肥前大橋や西九州自動車道は、本市と福岡都市圏を結ぶ流通網の拡大を促すとともに、地場産業の市場開拓に大きく寄与するものと期待される。

これら地域特性を活かし、今後も更なる人口の定住化を促す施策に取り組むことにより農林水産業や商工観光業などの既存産業の安定した発展と既存企業の活性化や企業誘致による新分野の産業創造を図っていく必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本市の人口推移は、産業構造の変化と大きく連動している。国勢調査に基づく人口推移をみると、表１－１（１）のとおり昭和５０年の３３，０４２人から平成２年の３１，２５４人へと、減少傾向が続いている。この現象は、若年層を中心とした市外流出が主因と考えられる。

平成２年以降も人口減少は歯止めがかからない状況が続いており、平成１７年では２６，９９３人、平成２２年には２５，１４５人、平成２７年には２３，３０９人と減少している。

次に、年齢階層別人口の推移については、昭和５０年には全体の２割を占めていた０～１４歳の年少者が平成２２年には１３．３％まで減少し、平成２７年には１２．８％に減少しており、本市においても少子化の傾向が常態化している。

また、同様の減少傾向が１５～２９歳の若年者層でも現れている。昭和５０年には６，６５３人いたが、平成２７年には２，５９３人まで減少している。これら若い世代の人口減は、本市の経済、生産機能を低下させる大きな要因であると考えられる。

一方、６５歳以上の高齢者層の推移をみると、調査毎に増加傾向にある。この階層の比率の変化は、昭和５０年当時、全体のうち１２．６％を占めていた高齢者比率が近年急激に増加しており平成２７年には３３．３％と高い値を示している。

このように、全体的な人口動向は、特殊な人口増加をもたらすような作用が働かない限り、引き続き年少者層及び若年者層の減少と高齢者層の増加との傾向が更に進むものと予想される。

人口の見通しとして、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に準拠した推計によると、表１－１（２）下のグラフのとおりで、２０４０年には１５，８５９人、２０６０年には、１０，８６０人になるとされている。

そのため、人口ビジョンでは、合計特殊出生率が２０３０年までに２．２０に上昇、社会移動が２０４０年までに均衡を図ること目指しており、推計人口を２０４０年には１７，７１８人、２０６０年には１５，１６１人、２０６０年までの人口減少率を２０１０年比でマイナス３９．７％の独自の推計をしている。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

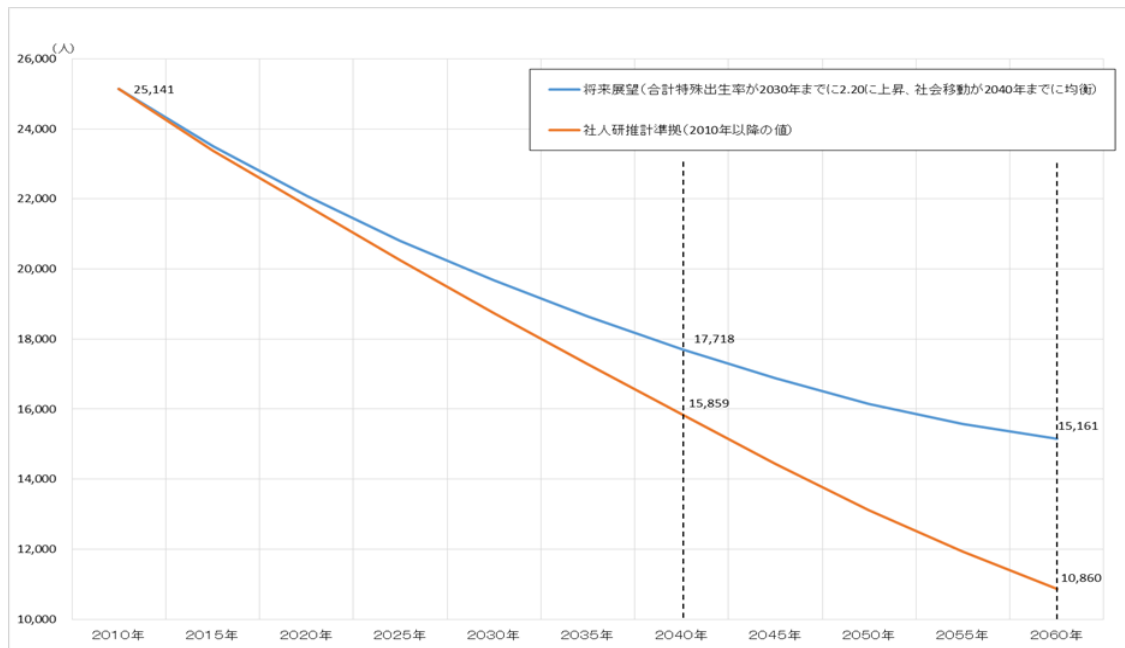
区分	昭和35年	昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 60,912	人 33,042	% △ 45.8	人 31,254	% △ 5.4	人 26,993	% △ 13.6	人 23,309	% △ 13.6
0歳～14歳	24,488	8,054	△ 67.1	6,662	△ 17.3	3,987	△ 40.2	2,987	△ 25.1
15歳～64歳	33,440	20,840	△ 37.7	19,008	△ 8.8	15,432	△ 18.8	12,551	△ 18.7
うち 15歳～29歳 (a)	11,992	6,653	△ 44.5	4,558	△ 31.5	3,651	△ 19.9	2,593	△ 29.0
65歳以上 (b)	2,984	4,148	39.0	5,584	34.6	7,574	35.6	7,771	2.6
(a) / 総数 若年者比率	% 19.7	% 20.1	—	% 14.6	—	% 13.5	—	% 11.1	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 4.9	% 12.6	—	% 17.9	—	% 28.1	—	% 33.3	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)

2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
25,141	23,510	22,088	20,801	19,671	18,651	17,718	16,876	16,147	15,583	15,161

独自推計ケース毎の人口推移

合計特殊出生率			社会移動 (均衡)	推計人口		2060年までの 人口減少率 (対2010年比)
目標	根拠	年	年	2040年	2060年	
2.2	市希望出生率	2030	2040	17,718	15,161	



② 産業の推移と動向

産業別就業者数の推移は、表１－１（３）のとおりで、昭和５０年と平成２７年を比較してみると、第一次産業と第三次産業の２つに大きな変化がある。昭和５０年に第一次産業の占める割合が３４．６％、第三次産業が３７．０％であった。平成２７年では第一次産業の占める割合が１３．９％、第三次産業が５７．５％となった。これらの要因は、第一次産業にあっては他産業の急速な進展と農林水産業をとりまく厳しい環境によるものであると考えられる。一方、第三次産業の割合は、医療・福祉、卸売・小売業を中心に全体の半数以上にまで伸びている。

第二次産業が占める割合は、昭和５０年では２８．４％であったが、同年以降は微増・微減を繰り返しつつ、ほぼ横ばいの状態である。昭和５０年以降は、石炭産業の衰退からの脱却のため、いくつかの企業進出と松浦火力発電所建設に伴い就業者が増加した。平成６年に鉄鋼鍛造品製造業の近江鍛工（株）長崎工場を新設したことも、平成７年までの増加傾向に影響しているものと考えられる。

また、発電所に関しては、電源開発（株）が平成９年に２号機を運転開始し、更には九州電力（株）が令和元年１２月に２号機の運転を開始した。第二次産業が占める割合は、今後、横ばいの状態が続き、ＡＩ・ＩｏＴなどの新技術導入に伴い省力化が進めば、減少していくことも予想される。

また、産業構造の変革から第一次産業が占める割合が更に減少することが想定されるとともに、第三次産業が占める割合は相対的に増加するものと考えられる。一方で、生産年齢人口の減少や高齢者比率の増加などを考慮すると、生産規模等が見直されることも予想される。

新規卒業者や就学等で市外へ転出した若年層が就労できる魅力的な雇用を作ること、都市圏の企業に勤めながら地方移住を可能にするリモートワークなど多様な生活スタイルを実現できる環境作りが大きな課題である。

表１－１（３） 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和50年	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,519	人 14,872	% 2.4	人 14,711	% △ 1.1	人 12,773	% △ 13.2	人 11,413	% △ 10.6
第一次産業 就業人口比率	% 34.6	% 31.2	—	% 21.7	—	% 17.1	—	% 13.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.4	% 30.0	—	% 33.3	—	% 26.7	—	% 26.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.0	% 38.8	—	% 45.0	—	% 56.1	—	% 57.5	—

※ 総数には分類不能の産業を含む。

(3) 行財政の状況

令和元年度の本市の財政状況については、経常収支比率が98.2%と平成22年度比で11.2ポイントの増であり、財政構造は依然として硬直化が進んでいる。歳入総額に占める地方税（自主財源）の割合は17.0%であり、財源の大部分を地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない体質である。普通建設事業の実施にあたっては、地方債に頼らなければならない。実質公債費比率や将来負担比率の財政指標及び地方債現在高の推移を注視し、健全な財政運営に努める必要がある。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	19,965,101	20,883,975	20,894,143
一 般 財 源	10,859,950	10,464,569	9,659,687
国 庫 支 出 金	2,909,374	2,928,322	2,855,277
都 道 府 県 支 出 金	1,315,473	1,624,114	1,392,737
地 方 債	2,509,700	3,033,500	1,677,500
うち 過 疎 債	445,700	277,400	607,400
そ の 他	2,370,604	2,833,470	5,308,942
歳 出 総 額 B	19,446,024	20,310,993	19,662,041
義 務 的 経 費	7,981,809	8,302,768	8,029,238
投 資 的 経 費	4,111,015	4,063,036	3,321,869
うち 普通建設事業	3,839,430	3,808,434	2,940,515
そ の 他	7,353,200	7,945,189	8,310,934
過 疎 対 策 事 業 費	463,567	348,409	777,852
歳入歳出差引額 C (A-B)	519,077	572,982	1,232,102
翌年度へ繰越すべき財源 D	36,539	44,666	496,993
実 質 収 支 C-D	482,538	528,316	735,109
財 政 力 指 数	0.46	0.40	0.43
公 債 費 負 担 比 率	14.7	15.5	15.5
実 質 公 債 費 比 率	14.5	12.1	12.3
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	87.0	95.0	98.2
将 来 負 担 比 率	112.9	80.4	83.2
地 方 債 現 在 高	18,689,702	20,048,702	19,711,809

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	23.6	31.7	39.1	43.4	45.7
舗 装 率 (%)	57.6	85.9	93.8	95.6	95.7
農 道					
延 長 (m)					25,523
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	50.2	52.9	72.4	100.4	—
林 道					
延 長 (m)					53,311
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	18.2	16.8	19.1	17.8	—
水 道 普 及 率 (%)	82.4	90.2	98.2	99.5	99.8
水 洗 化 率 (%)	0.0	5.3	14.7	34.6	44.8
人口千人当たり病院 診療所の病床数、 (床)	2.2	3.0	3.2	16.5	15.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市における過疎地域の持続的発展については、過疎法の対策により一定の成果をあげてきた。

しかしながら、離島や飛び地を含む地理的に不利な条件に置かれている本市においては、結果、これを克服する為の諸施策が十分でないことから、非過疎地域との格差は大きく、過疎化の進行は依然として解消されない状況にある。

今後は、これまでの取り組みに加え、より積極的な移住・定住対策の推進のほか、既存の地域資源を活かした積極的かつ効果的な施策について更に推進し、地域所得の向上及び雇用の増大を図ることで、過疎化の進行に歯止めをかけ、持続的発展を目指す。

本市における過疎地域持続的発展方針については、このような現状を踏まえ、次のような施策を展開していくこととする。

- ① 移住・定住に対する取組を推進するとともに、地域間交流を促進し、地域社会の担い手となる人材の育成等を図る。
- ② 農林水産業については、基盤整備、付加価値を高めるための取組及び観光産業との連携や体験型観光の拡充による振興を図る。
また、企業誘致をはじめ、地場産業の振興及び新たな雇用の創造・育成を図る。
- ③ 通信施設等の基盤整備を進め、地域格差のない情報サービスを提供を図る。
また、情報通信技術の活用等を図り、過疎地域における情報化を図る。
- ④ 交通施設等の整備及び地域住民の移動のための交通手段の確保を図る。
- ⑤ 上下水道の整備、消防・防災体制の整備及び住宅・住環境の整備を図る。
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の推進を図る。
- ⑦ 医療体制の整備及び住民の健康増進を図る。
- ⑧ 学校教育の振興及び社会教育の振興を図る。
- ⑨ 地域文化の醸成及び地域の個性ある新しい文化を築いていくための次代を担う人材育成の推進を図る。
- ⑩ 地域コミュニティの活動促進及びその維持・活性化を図る。
- ⑪ 地域における再生可能エネルギーの利用促進等を図る。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本市においては、長期的な人口推移を展望する「松浦市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）と人口減少問題を克服し、持続的に発展するための中期的な目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめる「松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、各施策を展開している。

過疎地域持続的発展計画の基本的方針と鑑みて、人口ビジョン、総合戦略も基本的な考え方は同様な目的であることから、本計画に関する基本目標は、人口ビジョンに掲げる将来人口とする。

基本目標 将来人口 21,000人

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、総合戦略の評価で産学民間連携で組織している「松浦市まち・ひと・しごと創生協議会」（以下「協議会」という。）において、毎年度、総合戦略の評価・検証を行っている。本計画に掲げる基本目標と同目標であることから、本協議会の評価をもって本計画の評価とする。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公有財産を全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化、公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減を図る。

公共施設の新規整備については、住民のニーズや政策、費用対効果等の総合的な評価を行い適正な施設保有量を目指す。

また、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減や平準化を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とする。

なお、公共施設等総合管理計画が改訂された場合には、改訂後の計画に基づいて整備等を行うものとする。

① 公共施設

ア．点検・診断の実施方針

公共施設等を適切に利用していくには、各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断を行うことが重要となる。点検・診断においては、各施設の管理状況や設備の経過年数等を踏まえ、劣化状況の把握に努める。

イ．維持管理・修繕・更新等の実施方針

多額の費用がかかる大規模な修繕・更新をできる限り回避するため、定期的な点検・診断から早期段階における修繕に努め、施設の維持管理・修繕・更新等トータルコストの縮減や平準化を図る。

ウ．安全確保の実施方針

行政サービスを提供する拠点である公共施設の劣化や故障等は早急に対策を行い、安全性・機能性の確保とサービス提供を安定的にできるように環境を整える。

また、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用した解体撤去を基本とする。

エ．耐震化の実施方針

公共施設等の多くは、災害時における指定避難所や物資集積場所として位置づけられている。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するためにも耐震化は重要であることから、今後も引き続き計画的な耐震対策に取り組む。

オ．長寿命化の実施方針

定期的な点検・診断を実施し、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、施設のライフサイクルコストの低減や平準化を図る。

カ．施設の複合化や統廃合の推進方針

利用頻度の低い施設、社会情勢や行政サービス需要の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転等で発生した空き施設は、他用途への転用、地域や民間事業者等への貸与、貸付、売却も含め、機能やあり方の検討を行う。

また、複合化・多機能化を図ることができる施設、設備等の共有が可能な施設などについては、機能統合を推進する。

キ．民間活力の活用方針

施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度（民間事業者への委託による管理）など、民間企業等の持つ様々な資金やノウハウの活用を検討する。

ク．施設情報の一元化

公共施設等を一層効率的・計画的に管理していく必要があることから、個別施設等の情報について全庁的に把握できるようなシステムの構築を検討する。

② インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道施設、その他）

インフラ資産については、市民生命・生活・経済活動に直結するもので単純に削減を行うことはできない。

しかしながら、今後、高齢化する施設の維持・修繕費用の増大に対応するため、従来の事後保全型（対症療法的な修繕及び更新）から、予防保全型（予防的な修繕及び計画に基づく更新）へと円滑な政策転換を図るとともに、施設の修繕・更新に係わる費用の削減を図りつつ、安全性・信頼性を確保する。

ア．点検診断の実施方針

点検により施設の現状や損傷状況を的確に把握し、劣化の進行度合に応じた補修を行うことで、施設の機能低下や市民に対する被害の発生を防止することができるよう、全ての施設を対象に、定期点検を実施する。施設の特性に応じて、施設の劣化・損傷の程度や原因の把握に必要な点検の頻度等を個別施設計画に定め、劣化・損傷が施設の機能に与える影響についての診断・評価を適切に実施していく。

イ．維持管理・修繕・更新等の実施方針

事後保全型の維持管理から、機能の保持回復を図る予防保全型の維持管理へ転換するため、点検診断結果に基づき施設毎に個別施設計画を策定し、計画的な維持管理や更新を行う。更新にあたっては、長期にわたり維持管理・修繕をしやすい構造に改善する。

ウ．安全確保の実施方針

点検診断等により施設機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高い状態である場合、応急措置や交通規制等の緊急措置を速やかに実施する。

エ．長寿命化の実施方針

長寿命化が期待できる橋梁、トンネル、上下水道等の施設を対象に、予防保全型の維持管理に基づき点検診断結果及び緊急性、安全性、利用状況等から、将来における劣化の進行状況を予測した上で、施設毎に長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、長寿命化を図る。

オ．耐震化の実施方針

多くの市民が利用し地震発生時における安全性や機能維持が求められる等、補強が必要な施設について耐震化に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進

本市においては、昭和35年をピークに人口減少が続いている状況にある。人口減少問題を克服するための様々な施策を展開することによって、合計特殊出生率を引き上げ出生数を増やす取組を行っているが、人口減少社会においては、死亡による減少幅が大きいため、自然減少を抑えることは非常に困難な状況にある。そのため、社会移動を均衡する取組が人口減少を食い止めるために非常に重要となっている。

地方創生の流れの中で、田舎暮らしへの関心やふるさと回帰志向の高まりを受け、Uターン希望者や市民の住環境整備を支援することにより、住みたい・住み続けたいと思う人たちの後押しすることで、移住・定住の促進を図っていく必要がある。

② 地域社会の担い手となる人材の育成

少子高齢化、人口流出などにより、本市の基幹産業である農業、水産業の高齢化や後継者不足、商工業の人材不足など、各産業における担い手不足が深刻であり、本市の生産性が低迷し、市域内の経済に深刻な影響を及ぼす自体に直面している。このことから地域社会の担い手となる人材の確保が喫緊の課題となっている。

このため、地域の担い手となる人材育成として、本市にある唯一の高等学校に対して、地域課題解決型学習プログラム「まつナビ」により、地域課題の探究活動を通じて地域への理解を深め、地域を支える人材としての資質を高め、将来、本市へ定着・還流する礎を築いてきた。

また、地域の住民が豊かで、安全・安心して暮らしていける、住みたい・住み続けたいまちとしていくために、地域運営組織の立ち上げは必要不可欠である。

さらには、地域住民が主体的に持続的に発展していくために、「対話」によるまちづくりを行うための人材育成が必要である。

③ 関係人口・リモートワーク・ワーケーションの推進

少子高齢化・人口減少社会においては、移住・定住による取組だけでは人口を増やすことは容易でないことは想像に難くない。本市と行き来する人、本市にルーツがある人、過去に本市に勤務や居住、滞在等、何らかの関わりがある人、そういった地域と多様に関わり後押ししてくれる人々を増やすことが、今後、地域を持続的に発展するためには必要不可欠である。

また、ポストコロナ社会に向けた地方回帰の機運が高まる中、多様な働き方によって「転職なき移住」が可能となる状況を好機と捉え、海や山などの豊かな自然環境や子育てしやすい環境、豊富な農水産物など、本市の訴求力を高め、積極的にリモートワークやワーケーションなどの受け入れ体制を整えていく必要がある。

④ 地域間交流の推進

現在、行われている松浦水軍まつり、福島町ふるさとまつり、鷹島モンゴルまつりは地域に密着し、市民に親しまれているが、本市は、離島や飛び地を有するため全市的なイベント開催が困難である。このことから既存イベントによる一体感の醸成や市民交流

の促進が課題である。

国内交流事業として、平成元年から北海道松前郡福島町と長野県木曽郡木曽町（旧木曽福島町）の３市町の生徒が相互に訪問し合う「生徒学習交流」及び平成８年から北海道上川郡鷹栖町との相互交流を行う「ホークス交流」を行っているほか、本市は、国際交流事業に取り組んでおり、平成元年７月から毎年、姉妹都市締結を調印したオーストラリア・マッカイ市と市民親善訪問団や青少年使節団の派遣・受け入れを毎年行っている。

（２）その対策

① 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進

子育て世代や若年層をメインターゲットとして、県や西九州させば広域都市圏参加自治体との連携による移住相談や受入体制の整備・充実を図るとともに、市内企業の魅力発信や雇用・就業に対する支援策を講じることによって、若者の域外流出に歯止めをかけ、本市への還流を推進する。

転入者に対しては、ふるさと就職奨励金や新生活応援、結婚新生活応援など、移住者に寄り添った様々な支援を行う。

これに加え、新規転入者等の市内建築事業者による新築や中古の住宅取得に対して、奨励金を交付し、定住促進と地域経済の活性化に繋げる。

また、空き家、空き店舗の有効活用やお試し住宅の整備、ワーケーション・リモートワークなど移住・定住の機会創出を図り、多様な人材を確保する取組を行う。

② 地域社会の担い手となる人材の育成

本市にある唯一の高等学校に対して、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、地域課題解決型学習プログラム「まつナビ」を通して高校の魅力向上に加え、地域連携によって郷土愛を醸成し、卒業後の定着や還流に繋げる。

また、本市は「対話」によるまちづくりを推進している。話の促進役であるファシリテーターなどの人材育成を行い、市民による市民のための「対話」を進めることで、地域運営組織の設立を支援していく。

③ 関係人口・リモートワーク・ワーケーションの推進

本市には海や山などの豊かな自然環境や子育てしやすい環境、豊富な農水産物など、多くの魅力ある地域資源があるが、一自治体として魅力を伝えていくだけでは、関係人口を増やすことは難しい。そのため、県や西九州させば広域圏の参加自治体と連携することで、圏域内外との交流を促進するとともに圏域の情報発信・PR等を行い、移住促進や広域圏サポーター（応援隊）創出等を図るなど、県や広域圏と一体となって地域の魅力を訴求していくことで、広く関係人口を増やしていく。

リモートワーク・ワーケーションについては、本市の地域資源を調査研究し、適地を把握したうえで、ノウハウを持つ民間事業者による環境整備を支援推進していく。

また、西九州させば広域都市圏周遊型ワーケーション受入を連携して行い、将来の移住につながる可能性を有する関係人口の創出・拡大を図る。

④ 地域間交流の推進

既存イベントのほか、全市的な一体感の醸成や市民交流の促進するため、ソフト事業による地域間の交流を推進するとともに、民間レベルでの交流を促進し、遊休施設等を活用し、地域の活性化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住体験宿泊施設整備事業	市	
	(2) 地域間交流	遊休施設活用支援事業	民間	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	空き家活用事業 ・ 空き家、空き店舗の改修等に対し支援を行うことで、空き家、空き店舗の有効活用による定住促進と地域活性化につなげ人口減少に歯止めをかける	市	
		定住奨励事業 ・ 定住を目的に住宅を取得する場合に奨励金を交付することで人口減少に歯止めをかける	市	
		新生活応援事業 ・ U I ターン者等の新規就職、賃貸住宅への入居及び結婚に伴う新生活に対し奨励金を5年間に分割交付することで定住促進につなげ人口減少に歯止めをかける	市	
		結婚新生活支援事業 ・ 低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化を行う。	市	
	地域間交流	ワーケーション等環境整備推進事業 ・ ワーケーション等の環境整備を図る	民間	
	人材育成	対話によるまちづくり人材育成事業 ・ 対話によるまちづくりが進むための、人づくり、環境づくりを行う。	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業の振興

本市の農業は、水稻を中心として畜産（繁殖牛、養豚）、葉たばこ、果樹（みかん、ぶどう）、野菜類（アスパラガス、ブロッコリー、スナップエンドウ、キャベツ、メロン、トマトなど）を組み合わせた複合経営である。

経営規模は零細で、農業構造についても全国的な傾向と同様に基幹的農業従事者の高齢化、後継者不足が益々進む傾向にあり、専業農家の減少と兼業農家の増加によって、作付面積も年々減少傾向にある。

農業用水についてもため池や水路等の老朽化が顕著であり、これらの施設の維持・補修が課題である。

畜産においては、和牛繁殖雌牛1,000頭増頭事業や優良雌牛保留推進事業、松浦産長崎和牛産地形成推進事業などの施策の展開により一定の産地化が図られた。これにより、多頭飼育の農家が増加する一方で、高齢化や後継者不足により、畜産農家の維持が困難な状況にある。

このような担い手不足の影響により、農産物の生産性が低下し、農業所得の低下を招いている中で、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害の拡大など、営農意欲に悪影響を与え、更なる後継者不足の進行、人口の流出や耕作放棄地の増大などに繋がる恐れがあることから、適切な対策が課題である。

農業経営は、高齢化や後継者不足に加えて農産物価格の低迷、資材費の高騰など厳しい経営環境におかれており、経営の合理化や耕作放棄地の解消に向けた対策も必要である。

また、本市の総面積の約半分を占めている森林について、その多面的機能を十分に活かすためには、森林の適正管理が不可欠であるが、生産性の低さが影響して、適正な管理が進まないことが課題である。

② 水産業の振興

本市においては、船びき網、ごち網等の漁船漁業と、日本一の生産量を誇るトラフグを始め、ブリ、マダイ、クロマグロ等の養殖漁業が営まれている。

しかしながら、燃油や飼料の高騰、輸入魚の増大及び漁場環境の悪化等による生産性の低下が懸念されている。

魚価対策としては、鮮度保持、品質管理の徹底、ブランド化、輸送コストの低減、市場情報の入手に努め、水産加工等により付加価値を高める必要がある。併せて、都市圏の消費者へPRすることで消費の拡大を図るため、情報発信力の強化を目的に、ICT環境の整備を推進する必要がある。

また、円滑な流通システムの構築や各施設の充実も漁業経営の安定に必要不可欠である。しかしながら、漁港施設の老朽化が目立っており、流通等への影響や事故の懸念もある。

今後は、漁船漁業においては、資源の減少、就業者の高齢化、後継者不足、魚価の低迷などの複合的要因に対応することが、また、養殖漁業においては、他産地や輸入魚との差別化を図ることや、収益が見込まれる新魚種の導入が本市の水産業振興の大きな課

題である。

一方、「高度衛生化・閉鎖型施設」として再整備が完了した松浦魚市場については、大中型まき網船の集荷増大、小型まき網・近海物の受け入れ強化といった課題がある。

水産加工団地についても、企業の立地により、加工排水量が増加しており、老朽化した排水処理施設の適切な維持管理や増設・改修が課題となっている。

また、既存の水産加工団地は完売状態にあり、市内の水産加工会社を始めとした企業の進出要望に応えられていない状況にあり、新たな用地造成も課題となっている。

③ 地場産業の振興

本市には、日本有数の水揚げを誇る松浦魚市場を核として、アジ、サバを原料とした水産加工の企業が隣接する水産加工団地に多数進出している。

その他市内には、日本有数の生産量を誇るスラックス専門の縫製企業や高い技術を持った鍛造企業、自動車関連企業、省力機械装置製造企業が企業誘致により進出し、雇用の大きな受け皿となっている。

地場企業においても樹脂製造企業、産業ロボットの関連企業が立地するなど、オンリーワンの技術を持った企業が多数立地している。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少、雇用のミスマッチにより、地場企業の人材確保が課題となっている。現在は、外国人技能実習生を雇用し対応している状況で、本市における実習生は、増加傾向となっている。

また、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少を背景にA I・IoT等のデジタル技術や新しい技術による生産性の向上が課題である。

さらに、本市には平地が少ないため、地場企業の増設に適した用地が不足しており、地場企業の設備投資に対応するための用地の確保が課題である。

今後も既存企業の持続的な発展と活性化を図るためにも、事業拡大や人材確保の支援、A I・IoTなどを含めた新技術の導入、生産性の向上への支援などの充実が必要である。

④ 企業の誘致対策

これまで企業誘致の実現により、企業の雇用は、地域の活性化に大きく寄与している。今後も、企業誘致による活性化を図るためにも企業誘致活動による新分野の産業創造を積極的に行う必要がある。

しかしながら、企業ニーズに対応した分譲地が不足しているため、今後、早急に新たな工業団地の適地を検討し確保する必要がある。

また、今後は情報サービス業等の誘致に関しても積極的に取り組み、新たな分野の産業創造に結び付けることが必要であるが、誘致に必要な適切な物件等が少ないため、空き物件の改修等を含め受け皿の整備が必要である。

⑤ 起業の促進

起業・創業支援については、平成26年6月に策定した「創業支援計画（平成26年度～平成30年度）」及び令和元年6月に策定した「第2期創業支援計画（令和元年度～令和5年度）」に基づき、商工団体等の創業支援機関と連携した支援を行い、7年間で46人の創業者が生まれている。今後も引き続き、起業・創業を目指す人材を育成・支援するための環境整備や若年者等の潜在的創業者の掘り起こしが必要である。

⑥ 商業の振興

佐世保市・伊万里市への大型店舗の進出やインターネットの普及等、消費者の購買機会の多様化により、多くの市内商店では売上げの減少が続いている。また、一部の店舗では売上げ不振により閉店を余儀なくされており、高齢者等が買い物する機会が減少している。「町の顔」ともいえる商店街が衰退し、地域コミュニティの衰退にもつながりかねない状況であることから、その対策が喫緊の課題となっている。

⑦ 観光の振興

本市は、体験型旅行やアジフライをはじめとした地域の食を活かした観光等により、交流人口の増大が図られてきたものの、体験型旅行においては、担い手の高齢化等により受け入れ体制の維持が難しくなっている。

また、本市の飛び地を抱える地理的特性により、市内を一体的に観光する傾向が希薄であることから、近年注目を集める「鷹島神崎遺跡」等元寇（蒙古襲来）に関する地域資源を中心に、既存の観光施設の適切な管理・整備を行い、これらを有効に活用する必要がある。

⑧ 広域計画圏域関連

本市は、佐世保市を連携中枢都市として、長崎県北部10市町及び佐賀県西部に位置する2市町から構成される「西九州させば広域都市圏」を形成し、西九州北部地域等の各自治体が行政区域の枠を超え、様々な分野で相互に強みを伸ばし、弱みを補完しながら圏域全体を活性化していくための方向性を示し、今後の具体的な取組を推進していくための中長期的な広域計画を策定している。

（２）その対策

① 農林業の振興

農業生産対策と合わせ、農業生産法人や認定農業者を中心とする担い手の育成のほか農地中間管理機構を活用した担い手への農地の利用集積をはじめ、新規就農者の確保・育成、経営構造対策等を一体的・総合的に推進する。

このため、農地を有効利用するための各種施設の整備を推進する。また、引き続き農業機械の共同化によってコスト削減と、持続的な農業経営を可能にし、耕作放棄地などの発生を防止していく。

畜産業については、繁殖雌牛の増頭及び牛舎等の設置を支援することでその振興を図り、所得の向上と後継者の確保に繋げる。

イノシシ等の有害鳥獣については、農作物の被害を最小限に抑えるために、捕獲駆除に対する捕獲報奨金や電気柵・ワイヤーメッシュ柵などの設置、狩猟免許の取得支援による有害鳥獣駆除従事者の確保など、防護対策と捕獲対策を総合的に推進することで、効果的な被害軽減と農産物の生産性の安定化、農業者の営農意欲の増進、所得向上及び後継者の確保に繋げていく。

また、茶葉及びみかんの栽培において、防霜ファンや被覆資材を導入することにより品質向上を図り農業所得の向上に繋げる。

さらに、森林整備においては、松浦市森づくり条例に基づく対策を基本とし、自然エネルギーへの転換を目的とした未利用材の活用に対する支援をはじめ、森林整備を推進

するための様々なソフト事業を実施することで、本市の貴重な資源である森林のもつ多面的機能の発揮に努める。

② 水産業の振興

漁業資源の減少に対しては、種苗放流や干潟、藻場などの産卵場、育成場の維持・回復が求められ、漁場環境の悪化に対しては、海底耕うんなどによる底質改善や藻場の造成が効果的である。

漁港施設においては、施設の長寿命化を図りつつ、水産物を安全で効率的に供給できるように、また、市内外からの広域的な利用を促進するため、施設の改良や改善を進める。さらに、県営の漁港・港湾において、水揚げの効率化や高齢者対策のための浮棧橋及び荒天時に漁船の安全性を確保する防波堤などの整備についても推進する。

また、養殖漁業者は、トラフグ等の魚価低迷により経営を圧迫されている状況にあるが、輸出促進による販路拡大やマーケットインに対応した魚づくりで他産地・輸入魚との差別化を図ることや、新たな高級魚種を基本とした試験養殖事業の展開によって、漁業所得の向上に繋げる。

都市圏の消費者にアジ、サバ、トラフグ、クルマエビをはじめとする本市の水産物の魅力を発信するため、鮮度保持施設の改良、六次産業化に向けた取組、ICTの利活用を含めた販促ツールの作成及び販促イベントの展開により、消費者、生産者、販売・料理店の交流を促進することで販路及び消費の拡大を図る。

松浦魚市場については、大中型まき網船の集荷増大、小型まき網・近海物の受け入れ強化といった課題に対応し、水産物出荷の強化を図るためには、他の市場との差別化や競争力の向上が必要であるため、EU向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受け、輸出を促進する。

水産加工団地については、排水処理を円滑に実施し、汚泥そのものを少なくするために排水処理施設の増設・改修を行う。また、海外輸出促進のため、立地企業のHACCP認証の取得及び継続維持を支援し、魚市場との連携により、水揚げから加工、出荷までの高度衛生基地の創造を目指す。

既存の水産加工団地には余地がなく、企業の進出要望に応えられていない状況にあるため、新たな用地造成を目指す。

地域の豊富な水産物を、学校給食など地域内で消費する体制を確立し、食の安全や食育、水産業の安定した所得の確保と後継者育成などを目指して、地産地消を推進していく。

③ 地場産業の振興

事業拡大への支援やAI・IoTなどを含めた新技術の導入、生産性の向上など、既存企業の持続的な発展と活性化を図るため、必要な設備投資に対する支援を実施する。

また、人材確保についても関係団体と連携し支援を実施する。

④ 企業の誘致対策

企業ニーズに対応した分譲地が不足しているため、今後、新たな工業団地の適地を検討し確保するとともに、優遇制度の見直しなど県と連携し積極的に企業誘致に取り組む。

また、誘致に必要な適切な物件等が少ないため、空き物件の改修等を含め受け皿の整備を進める。

⑤ 起業の促進

「第2期創業支援計画」に基づき、これまで実施してきた創業セミナーやビジネスプランコンテスト等の創業支援を継続するとともに、空き店舗等を活用した取組などを行い、創業・第二創業を目指す事業者の支援を行う。また、市内唯一の高等学校や市内中学校への起業家派遣を行い、若年層の創業機運の醸成を図る。

⑥ 商業の振興

商店街の魅力向上を図るため、商店街集客イベント、商店街共同施設等の整備、及び空き店舗対策等に対する補助を行う。また、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体と連携し、経営者の高齢化による後継者問題に取り組んでいくとともに、創業促進を図るため、若手の創業支援に取り組む。

⑦ 観光の振興

体験型旅行体制の維持のため、その受け入れ世帯の確保に係る支援策を講じる。

また、SNSや都市圏でのアンテナショップ等のPR拠点をはじめとした情報発信力の強化を図り、福岡事務所や観光物産協会との連携を緊密にすることで、福岡都市圏からの誘客を促し、併せて、既存の観光施設の適切な維持管理・整備を行いつつ、市内を周遊する広域的な観光ルートの整備や滞在時間の延長を図る。

さらに、地産地消への取組みや地域の個性を活かした特産品や加工品の販路拡大や開発に努め、観光客などへの販売促進に取り組むことで、観光消費額の拡大と市及び特産品の知名度の向上や販路拡大等、食と観光の相乗効果を目指す。

⑧ 広域計画圏域関連

県や関係自治体等連携するとともに「西九州させば広域都市圏」による圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地有効利用支援整備事業 ・ 農業用排水施設、営農用水施設、暗きょ排水、区画整理、農作業道整備等の土地改良事業	農家 営農団体	
		産地生産基盤パワーアップ事業 ・ 農業用機械、施設等導入	農協 営農団体	
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	農協 営農団体 農家等	
		農業基盤整備促進事業 ・ パイプラインの改修	市	
		農村地域防災減災事業負担金 ・ 松浦地域、福島地域	県	
		林業 松浦市森林環境整備基金事業	市	
		水産業 松浦魚市場施設整備事業 ・ 荷捌所照明設備改修	市	
	(2) 漁港施設	漁港車止め設置事業 ・ 今福漁港 L=63 ・ 黒島漁港 L=41 ・ 殿ノ浦漁港 L=158 ・ 志佐漁港 L=154 ・ 滑栄漁港 L=44	市	
		市営漁港機能保全事業 ・ 青島漁港（東防波堤、浮桟橋）ほか	市	
		地方創生港整備交付金事業 ・ 青島漁港 浮体式係船岸 1.0基	市	
		漁港海岸長寿命化対策事業	市	
		県営漁港整備事業負担金 ・ 星鹿漁港、阿翁浦漁港	県	
	(3) 経営近代化施設 農業	松浦市牛舎等設置事業 ・ 牛舎及び堆肥舎の新增改築	営農団体	
		長崎県肉用牛経営力アップ事業 ・ 牛舎及び堆肥舎の新增改築	営農団体	
		長崎県畜産クラスター構築事業 ・ 牛舎及び堆肥舎の新增改築、機械リース	協議会	
		水産業 水産加工団地排水処理施設改修事業	市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	福島直売施設維持事業	市	
	(5) 企業誘致	新工業団地整備事業	市	
		情報サービス産業向け施設整備事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設保全・整備事業	市	
		公園施設長寿命化事業	市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	イノシシ捕獲報奨事業 ・ 農作物の被害を最小限に抑え 生産性の安定化と農業者の営農 意欲の衰退を抑制するため捕獲 報償費を支払う	市	
		鳥獣被害防止総合対策事業 ・ 鳥獣被害防止施設及び狩猟免 許取得費の一部を支援すること で農作物被害の抑制を図る	協議会	
		松浦市労働力支援事業 ・ 繁忙期の農家の人手不足を解 消するための労働力（人的）支 援事業に対する補助	農協	
		松浦市新規就農支援事業 ・ 認定新規就農者の就農初期を 支援し、新規の就農に繋げる	市	
		機構集積支援事業 ・ 担い手への農地集積・集約化 を支援し、人口減少による人手 （後継者）不足の中で、効率的 に農地を利用するために生産コ ストの低減と優良農地の維持を 図る。	市	
		農地中間管理機構委託事業 ・ 意欲ある担い手に農地を集積・ 集約することで、農地利用の効 率化の促進を図り、農業の生産 性を向上させる。	市	
		未利用材搬出支援事業 ・ 未利用材の木質バイオマス等 への活用の為に必要な搬出や運 搬を支援し森林整備を促進する	森林所有者	
		未利用材活用促進事業 ・ 間伐材を木質バイオマス等と して活用する際に支援すること で、森林整備の促進を図る	森林所有者	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業化	持続可能な新水産業創造事業 ・ 経営改善を目的とした機器等の導入を支援し、漁家等の所得向上に繋げる	漁協 漁家等	
		松浦市新規漁業就業促進事業 ・ 新規漁業就業者の定着促進を図る	市	
		鮮度保持施設整備事業 ・ 水産物の鮮度保持、餌料等の保管のための施設整備を進め、漁家所得向上につなげる	漁協等	
		松浦産水産物消費拡大事業 ・ 水産物のPR・販路拡大に関する取り組みに対して補助することで水産物の消費拡大を図る	漁協	
		水産物輸出促進支援事業 ・ 水産加工団地内企業のHACCP取得を支援することで加工団地の一体的な品質向上を図る	市民間	
		複合養殖魚種導入実証試験事業 ・ 複合養殖を推進することで、漁業所得の向上を図る	市	
		松浦市創業者育成支援事業 ・ 商工団体や金融機関との連携による相談体制の構築及び創業初期の一定期間を支援することで新規起業を促進する	市	
		松浦市地域振興券発行事業 ・ 市が交付する補助金等を域内消費につなげる仕組みとして商品券を作成し地域通貨として域内消費の拡大を図る	市	
		商店街活性化推進事業 ・ 商店街を軸とした商業の活性化につながる事業を実施し、商店街の活性化を図る	民間	
		がんばる中小企業応援事業 ・ 新商品開発から販売促進、特産品推奨品指定までの段階的な補助を行い産業振興を図る	民間	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中小企業金融政策事業 ・ 中小企業への融資制度及び融資の際の保証料を補給	市	
		ふるさと産業振興事業 ・ 市内ものづくり企業等の新商品開発及び販路拡大に向けた取り組みの支援を行う ・ 松浦市内の人口減少対策などの地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大並びにU I ターン者による創業及び就業の支援を行う	民間	
		P R 拠点整備事業 ・ 都市圏に P R 拠点を確保し、効果的な情報発信や地元製品の販売等を行うことで地場産業や観光の振興を図る	市	
		松浦市特産品推奨・販路拡大事業 ・ 地域資源を活用した商品開発及び試験販売を経て特産品の主力商品として展開するための製造支援を行う	民間	
		観光 松浦市体験型観光受入世帯確保対策事業 ・ 簡易宿所経営許可の新規取得等に係る費用を助成することで体験型観光受入世帯数の確保につなげる	民間	
		まつうら観光物産協会運営・事業費補助事業 ・ まつうら観光物産協会が実施する観光振興施策及び物産振興施策に対する支援を行い交流人口の増加を図る	民間	
		まつうら観光振興推進事業 ・ まつうら観光物産協会が実施する観光素材のセールスを行う事業に対する支援を行い交流人口の増加を図る	民間	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		福岡都市圏交流プロジェクト事業 ・ 福岡都市圏と松浦市との交流を促進するため、異業種交流会への参加、ファンクラブの運営及び入会案内ツール等を制作し情報発信を強化する	市	
		松浦市福岡事務所設置事業 ・ 福岡都市圏における活動拠点として福岡事務所を設置し福岡都市圏との交流促進を図る	市	
		福岡都市圏シティプロモーション事業 ・ 福岡都市圏におけるパブリシティや松浦ブランドの発掘と発信、市民と一体となったシティプロモーションを推進する	市	
		企業誘致 松浦市誘致企業奨励事業 ・ 企業進出に際する用地の取得や設備投資等に対し補助することで企業誘致の促進を図る	市	
		松浦市地場企業支援特別奨励事業 ・ 地場企業の設備投資に対し支援を行い雇用の場の創出を図る	市	
	(11) その他	ながさき型スマート産地確立支援事業 ・ 産地計画に基づく高収益、コスト縮減対策等を支援	農 協 営農団体	
		ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 ・ 農業用機械、施設等導入	農 協 営農団体	
		中山間地域等直接支払交付金事業	営農団体	
		環境保全型直接支払交付金事業	営農団体	
		多面的機能支払交付金事業	営農団体	
		離島漁業再生支援交付金事業	集 落	
		水産多面的機能発揮対策事業	活動組織	
		県営港湾整備事業負担金 ・ 調川港、松浦港、福島港、原港 ほか	県	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、下表のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
松浦市全域	(1) 製造業 (2) 旅館業 (3) 農林水産物等 販売業 (4) 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)及び(2)に記載した課題及びその対策のとおり。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 通信施設等の整備

情報通信体系については、民設民営による超高速ブロード環境の整備や防災行政無線通信施設の整備を行い、情報の収集や伝達に寄与している。

なお、離島については、光回線の敷設にかわる、より低コストで置き換え可能な技術による基盤整備を進め、地域格差のない情報サービスを提供する。

また、様々な地域課題解決や経済成長を両立する「Society5.0」の実現に向けて第5世代移動通信システム（5G）について、不採算地域まで事業者自らが整備を進められるような施策の展開が求められる。

加えて、「誰一人取り残さない」、全ての住民がデジタル化の恩恵を受けるために、住民の情報リテラシー向上対策も必要である。

② ICT環境の整備

第4次産業革命と言われるIoTやAIをはじめとする技術革新が一層進展し、生活が大きく変わりつつある。これまで本市においては全ての小・中学校へ電子黒板を配備し、児童生徒の情報機器活用能力を育んできた。また令和3年度までには全児童生徒に一人一台端末としてPCを整備し、インターネットを活用した個別最適な学びの充実を展開する計画である。今後の生活の中でICTを日常的に活用するための資質・能力を育むことは社会で生き抜くために必要不可欠なものであり、ICT環境の整備を推進していく必要がある。

また、各診療所の運営については、医業収益が伸び悩む一方、医業費用にあつては、医療確保に伴う人件費、更には老朽化及びICT化の対応による医療機器等購入による施設整備費等が増加するなど極めて厳しい現状である。

(2) その対策

① 通信施設等の整備

情報通信体系については、離島における情報格差是正のため、置き換え可能な手法を検討する。

また、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた情報リテラシーの向上に努める。

② ICT環境の整備

多様なニーズに応じたサポート、学力向上に関する取組及びICT環境の整備を推進する。

また、医療機器等については、耐用年数の残存期間等に配慮しながら更新し、同時に、将来的なICT環境の整備を踏まえた上で施設の充実を図る。患者のニーズに応え得る医療施設の近代化を進め、併せてこれに対応できる医師を確保するとともに、医業費用の節減に努め経営の安定を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 通信用鉄塔施設	第5世代移動通信システム（5G） 施設整備事業	民間	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通施設の整備

海上交通については、殿ノ浦～今福航路が平成21年4月の鷹島肥前大橋開通を端緒として利用客数が激減しており、現在も減少傾向が続いている状況にある。しかし、寄港地である飛島地区住民にとっては、フェリーが唯一の交通手段であり、鷹島地域住民にとっても市内への通勤・通学・通院のための利用も多く重要な航路となっている。

また、阿翁～御厨航路についても、利用客は減少傾向にあるが、寄港地である黒島、青島地区住民にとって唯一の交通手段であり、両航路ともに住民の足として今後も引き続き維持していく必要がある。

陸上交通については、旧松浦市内を松浦鉄道が横断し、市内各地域を路線バスが運行している。その他、鷹島地域ではデマンド型タクシー、旧松浦市内においては乗合バスが運行しているが、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化とマイカー中心の生活スタイルの浸透により、公共交通利用者は減少を続けており、運行业者への欠損補助は増加傾向にある。

本市における地域公共交通は、高齢者の通院や買い物など日常生活に欠かせない機能であり、通学利用者などを含めた交通弱者の足として重要性はますます増している。

併せて、市内の一部では交通不便地域も存在しており、早急な対策が求められている。

② 国道、県道及び市道の整備

広域的な高規格幹線道路である西九州自動車道伊万里松浦道路並びに松浦佐々道路の整備が図られているとともに、市内を走る道路は、国道204号をはじめ主要地方道、一般県道、市道、農道などで形成されており、福島においては、佐賀県伊万里市と福島大橋で結ばれ、鷹島においても平成21年4月に佐賀県唐津市と鷹島肥前大橋で結ばれた。これにより市内各地域が道路で結ばれることとなったため、今後は道路交通ネットワークの充実がますます重要となるが、令和3年4月時点での市道改良率については、45.7%と低い状況となっている。

近年特に、橋りょうやトンネルなど道路施設に対する定期的な点検や維持補修が義務化されるとともに、未就学児の移動経路の整備など新たな事業への対処が求められていることにより、既存事業との費用バランスを調整する必要性が生じている。

③ 農道及び林道の整備

農林道は、国県市道と合わせ、農山村地域の農業、林業基盤の重要な柱であり、生産性の向上、生産物の輸送や農山村地域の居住環境の改善に不可欠なもので、これまで、広域農道、農免農道、一般農道等の基幹的農道や森林施業のための林道の整備を進めてきた。今後は、担い手や企業への農地の集積・集約化が加速することが考えられ、新たな大規模生産団地や農業用施設の整備が計画されれば、それに対応した生産、流通を考慮した道路計画が必要になることが考えられる。また、本市の地理的条件などから、圃場に直接出入りする末端農道の整備や林業機械、運搬車両の大型化に伴う林道の改良が不十分で、農林業の省力化、効率化の面で支障をきたしている。

(2) その対策

① 交通施設の整備

海上交通については、殿ノ浦～今福航路及び阿翁～御厨航路ともに利用客数が減少傾向にあるが、離島住民の足として必要不可欠な航路であるため、運航に伴う損益分を補助し、将来的な航路の維持確保を図る。また、離島航路におけるフェリー運航の補完と緊急時の離島住民の移動手段の確保に努める。

陸上交通については、事業者への欠損補助の増加や交通不便地域の解消などの課題に対し、既存路線の見直しによる効率化や利便性の向上等に取り組み、持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

② 国道、県道及び市道の整備

現在、国土交通省において計画的に進められている西九州自動車道伊万里松浦道路並びに松浦佐々道路について、事業の円滑な推進を図るため、地元調整などの諸問題の解決に向け国及び県との連携を図り、早期の全線開通を目指す。

また、市内を走る一般国道204号線や主要県道全線について、改良、舗装を促進し基幹道路としての安全性の向上のため、国や県に働きかけを行っていく。

市道の整備については、地域住民の利便性や安全性、経済的効果、公共交通との関連性など優先度合を見極めながら、年次計画による新設・改良・補強補修等を行い、交通体系の整備を図る。

③ 農道及び林道の整備

農道については、国県市道を補完して農業に利用する道路として、基幹的農道の整備が概ね完了しているが、今後、大規模生産団地や新たな集出荷施設、流通拠点施設の計画が持ち上がれば、必要に応じ農道整備の計画も含めた検討を行う。中山間地域の末端農道は、耕作放棄地防止のための必須条件であり、食料自給率及び自給力を確保するためには、車両、農業機械が直接圃場に進入できる状況に整備する。

林道については、市内の大方の人工林が伐期を迎え、搬出間伐を基本にした森林施業が進んでおり、作業の効率性を高めるため、高性能林業機械や運搬車両の大型化に対応できる拡幅改良を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道改良・新設事業 ・対象未改良市道延長 L=271,496.0m	市	
		市道西木場女山線改良事業	市	
		市道山崎線改良事業	市	
		市道中ノ瀬線改良事業	市	
		市道土谷鯛の鼻線改良事業	市	
		市道鷹島中学校線改良事業	市	
		市道田代木場線改良事業	市	
		市道宇留戸線改良事業	市	
		市道梶谷城線改良事業	市	
		市道清水川鳥越線改良事業	市	
		市道祝崎新田線改良事業	市	
		市道床浪線改良事業	市	
		市道側溝整備事業	市	
		市道姫乗線改良事業	市	
		市道防災・安全対策事業	市	
		通学路安全対策事業	市	
		未就学児移動経路安全対策事業	市	
		松浦市道路防災点検事業	市	
		松浦市個別施設計画(市道斜面)策定事業	市	
		市道平尾線法面落石対策事業	市	
		市道坂野寺上線法面落石対策事業	市	
		市道志佐浦中央線法面落石対策事業	市	
		市道平野半島線法面落石対策事業	市	
		市道清水川大山線法面落石対策事業	市	
		市道殿ノ浦第2線法面落石対策事業	市	
		市道笛吹ダム線法面落石対策事業	市	
		市道浜ノ脇線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道木場線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道浅敷線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道江口甲谷ノ本線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道高野栢木線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道寺ノ尾郭公尾線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道青島線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道大浜里線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道栢木福井線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道大成線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道塩浜黒石崎線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道阿翁崎線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	
		市道殿ノ浦線災害防止対策事業(土砂災害特別警戒区域)	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	市道橋詰線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道今福滑栄線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道福德線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道江口野山線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道赤木池成線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道橋ノ本上木場線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道上野西山線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道丸久保線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道笛吹横辺田線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道田ノ平線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道原神の脇線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道土谷里線災害防止対策事業（土砂災害特別警戒区域）	市	
		市道補修事業	市	
		松浦市道路舗装点検事業	市	
		松浦市個別施設計画（舗装）策定事業	市	
		市道平野半島線舗装改良事業	市	
		市道中野寺ノ尾線舗装補修事業	市	
		市道高野栢木線舗装補修事業	市	
		市道清水川高野線舗装補修事業	市	
		市道寺ノ尾郭公尾線舗装補修事業	市	
		市道相坂小船線舗装補修事業	市	
		市道下高野線舗装補修事業	市	
		市道日比線舗装補修事業	市	
		市道土肥ノ浦線舗装補修事業	市	
		市道木場線舗装補修事業	市	
		橋梁長寿命化事業 ・ 橋梁補修・耐震補強対象 212橋	市	
		松浦市道路橋定期点検事業	市	
		松浦市個別施設計画（橋梁）策定事業	市	
		市道今福滑栄線（下羽木場橋）橋梁補修事業	市	
		市道大川西線（大葉山橋）橋梁補修事業	市	
		市道横町線（立石橋）橋梁補修事業	市	
		市道金井崎線（野崎第二橋）橋梁補修事業	市	
		市道浜田線（浜田橋）橋梁補修事業	市	
		市道牟田北久保線（第二沖田橋）橋梁補修事業	市	
		市道田ノ平長坂線（とどろき橋）橋梁補修事業	市	
		市道前平線（前平橋）橋梁補修事業	市	
		市道黒島線（黒島橋）橋梁補修事業	市	
		市道清水川高野線（第二竜尾橋）橋梁補修事業	市	
		市道今福浦線（宮崎橋）橋梁補修事業	市	
		市道寺ノ尾郭公線（荒平橋）橋梁補修事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	市道牟田北久保線（沖田橋）橋梁補修事業	市	
		市道喜内瀬区内線（喜内瀬2号橋）橋梁補修事業	市	
		市道大山白土線（立川4号橋）橋梁補修事業	市	
		市道山の手線（庄野橋）橋梁耐震補強事業	市	
		市道山の手線（山の手橋）橋梁耐震補強事業	市	
		トンネル長寿命化事業	市	
		・トンネル維持・補修対象 2箇所		
		トンネル維持補修事業		
		松浦市道路トンネル定期点検事業		
		松浦市個別施設計画（トンネル）策定事業	市	
	（５）鉄道施設等	交通確保対策事業（鉄道事業） ・松浦鉄道の運営を安定的に行うため車両の更新や施設の整備を行う	民間	
	（９）過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	交通確保対策事業 （バス・タクシー事業） ・路線バス、乗合バス及びデマンド型タクシー運行に伴う損益相当分を補助し、住民の移動手段を確保する。 ・陸上交通再編に伴う、車両導入経費に対し助成する。	市民間	
		交通確保対策事業（フェリー、交通船事業） ・フェリー等の運航に伴う損益相当分を補助し海上交通の維持を図り住民の移動手段を確保する。 ・離島航路におけるフェリー運航の補完と緊急時の離島住民の移動手段を確保するため交通船を導入する。	市民間	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

現在の日常生活を送る上で、飲料水をはじめとする水の存在は欠くことが出来ない。この水への需要に応えるために、水資源の確保と水道施設の整備を行うことは重要な課題となっている。本市の水道は、上水道と簡易水道及び飲料供給施設で構成されており、ほぼ100%の水道普及を達成している。しかしながら、老朽化している水道施設の維持管理や水質管理など、解決すべき課題も抱えている。

② 下水処理と環境衛生

生活排水による住環境や自然環境の悪化の防止、改善を目指して、平成15年度から公共下水道事業を進めている。また、漁業集落排水施設については、福島及び鷹島地域5地区の整備を完了しており、これらの区域以外では合併処理浄化槽設置を推進している。

下水道等が未整備の地区においては、生活雑排水が未処理のまま最終的に海域へ排出されるため、閉鎖的な海域の水質悪化により基幹産業である漁業への影響が懸念される。

市内全域のごみ、し尿については、平成31年4月より鷹島地域も統合され、一括して北松北部クリーンセンターへ搬入の上処理している。合併前や統合されるまでの間は、旧自治体で保有していた施設により、その処理を実施していたことから、統合後不要となった施設の解体処分等が必要となっている。

また、北松北部クリーンセンターでの一括処理に移行したことに伴い、ごみ・し尿の収集運搬に使用する車両の一部は年間に約40,000kmを走行する等、定期的な車両更新を行わない場合、過走行の車両による故障等により、収集運搬業務に支障をきたす恐れがある。併せてし尿については、効率的な運搬を行うため、収集後一旦福島・鷹島地域に貯留し、その後運搬しており、適切な施設の維持保守に努める必要がある。

さらに、上記施設により処理されたごみについては、市内の最終処分場において埋め立て処理を行っている。（2施設のうち1施設は休止中）最終処分場が閉鎖されるまでの間、法に定められた適切な排水処理を継続する必要がある、適切な施設の維持保守点検が必要となっている。

市内における火葬業務については、一部の地域を除き2つの施設により、指定管理者制度を活用しながら、その業務を行っている。施設機能を維持していくため、適切な施設の維持保守点検が必要となっている。

③ 消防・防災

消防施設・設備の整備については、年次計画により逐次整備を進めているが、防災拠点となる消防署出張所庁舎及び消防団詰所や消防ポンプ車両等の老朽化による活動環境の悪化、市内全域における水利不足等に併せ、過疎化や少子高齢化に起因する団員減少による消防防災活動の機動力の低下が懸念され、緊急時の対応が憂慮されており早急に整備を図る必要がある。

防災については、本市の場合、地すべりと大雨による自然災害の発生しやすい地形を有している。特に、地盤がもろい山地が住宅街を囲んでおり、平地部もほとんど海岸線

を境にしているため、大規模災害を念頭に入れた防護対策を講じる必要がある。

④ 住宅・住環境

人口減少や高齢化の進む本市においては、清潔で居心地のよいまちづくりのための公共下水道の整備、街路整備及び公営住宅の整備などハード面の整備の重要性は言うまでもないが、これから住みたいと思う人や今のまま住みたいと思う人をソフト面で後押しする施策の充実が必要である。

⑤ その他

本市全域が玄海原子力発電所から30km圏内に位置し、UPZ内に5の離島（架橋された離島を含む）が存在する。自然災害との複合災害等により即時避難が困難となった場合に備え、島内の住民を収容するための放射線防護対策施設を整備する必要がある。

また、低地対策として、市内全域における洪水対策についても早急な対策が求められる。

（２）その対策

① 水道

今後の水需要の予測については、市人口推移に伴う住宅整備や企業誘致及び下水道事業の進捗状況の情報を把握し、計画的な水資源確保対策を実施する。

上水道、簡易水道及び飲料供給施設においては、施設機器の更新や維持管理について効率化を図る。また、管理経費の節減を図るため、配水管の老朽化による漏水発生を抑制する目的で、改良工事が必要な既設配水管の整備を行う。

② 下水処理と環境衛生

公共下水道事業の認可区域内の未供用区域については、接続意識の高い地区から整備を進め早期の供用開始を行い、漁業集落排水処理施設の処理区域と合わせ接続推進を図る。これらの区域以外の地区にあっては、合併処理浄化槽は最も有効な処理方法であることから、今後も積極的な普及に努める。

漁業集落排水処理施設については、適切な維持管理を行い、処理施設の機能診断及び機能保全計画により、施設の長寿命化を図る。

合併前や北松北部クリーンセンターでの一括処理となるまでの間、旧自治体で保有していた施設については、統合後不要となっており、施設の解体処分等の検討を行う。

ごみ・し尿の収集運搬に使用する車両については、受託業者が安全で安心かつ適切な業務の遂行ができることを前提に策定している衛生車両（ごみ・し尿）の年次更新計画に基づき、その更新に努める。併せて、福島・鷹島地域のし尿貯留施設については、効率的な運搬を継続していくために必要な施設の維持保守に努める。

市内の２つの最終処分場施設については、最終処分が完了するまでの間、適切な排水処理を継続するために必要な施設の維持保守に努める。

市内の２つの火葬場については、施設機能を維持していくために予防保全による施設の長寿命化を図る。

③ 消防・防災

消防施設については、年次計画による整備を行う。また、若者の消防団への入団を促進するための施策を推進し、団員の確保に努めるとともに、併せて女性の特性を活かした地域貢献を行うため、女性の消防団への入団を推進し、総合的な活動による消防団の活性化を図る。

防災については、市民の防災意識を高めるため自主防災組織の結成を促すことで、市民と行政との協働による計画的な体制の整備を推進する。また、自然災害においては、市内の危険箇所を把握し、避難場所等を地域防災計画に記載するなど広く市民へ情報を提供していくとともに、国、県等と連携して災害対策に努める。

④ 住宅・住環境

松浦市が持続的に発展するために必要なまちづくりの将来像や、コンパクトシティ＋ネットワーク構築などの新たな都市基盤の整備を図るため、都市計画マスタープランの見直しを実施する。

土地の有効利用と地域の実情に即した住宅用地の確保に努める。住宅環境の改善を図るため公営住宅の建替や改修等によるストックの活用、空き家の有効利用及び本地域の風土・特性を活かした良質な住宅供給を図る。また、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽危険家屋の除去を行う者に対し支援を行う。

⑤ その他

原子力災害対策として、住民等が島内及びその地域に留まる屋内退避も考慮する必要があることから、多くの住民が一時的に退避できる放射線防護施設の整備を行う。

また、低地対策として、市内全域における洪水対策を実施する。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	志佐浄水場施設更新事業 (ろ過池、浄水池、沈殿池、電気設備)	市	
		データーロガー更新事業 ・データーロガー更新一式	市	
		市道下高野線配水管改良事業 ・HIVP φ75mm L= 425.0m	市	
		市道高野栢木線配水管改良事業 ・HIVP φ100mm L= 450.0m	市	
		主要地方道御厨田代江迎線配水管改良事業 ・HIVP φ75mm L= 230.0m	市	
		市道今福浦線配水管改良事業 ・HIVP φ100mm L= 275.0m	市	
		水道施設修繕事業 ・配管等修繕一式	市	
	簡易水道	福島浄水場硬度処理施設整備事業 ・冷水水源硬度処理設備 ・喜内瀬水源硬度処理施設 ・電気計装設備	市	
		原地区(福島)配水管布設替事業 ・L=1,300.0m	市	
		里地区(福島)配水管布設替事業 ・L= 500.0m	市	
		浅谷地区配水管布設替事業 ・L= 800.0m	市	
		喜内瀬地区配水管布設替事業 ・L= 300.0m	市	
		里地区(鷹島)配水管布設替事業 ・L=2,950.0m	市	
		鷹島中央簡易水道中央浄水場生物 活性炭装置設置事業	市	
		三里浄水場ろ過池改良事業	市	
		神崎地区配水管布設替事業 ・L=3,520.0m	市	
		中通・石川地区配水管布設替事業 ・L=4,790.0m	市	
		原地区(鷹島)配水管布設替事業 ・L= 924.0m	市	
		三里地区配水管布設替事業 ・L=5,870.0m	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		白岩水源地導水管布設替事業 ・ L=3,000.0m	市	
		原水源地導水管布設替事業 ・ L=2,500.0m	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 ・ 管渠整備 φ75～φ350 A=64.9ha ・ 松浦きよら館増設 一式	市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
		漁業集落排水施設整備事業 阿翁浦地区漁業集落排水処理施設 日比地区漁業集落排水処理施設 殿ノ浦地区漁業集落排水処理施設 船唐津地区漁業集落排水処理施設 鍋串地区漁業集落排水処理施設	市	
		(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	旧廃棄物処理施設解体事業	市
		し尿処理施設	一般廃棄物収集車両整備事業	市
			焼却灰運搬車両整備事業	市
			旧廃棄物処理施設解体事業	市
			し尿処理車両整備事業	市
	(4) 火葬場	火葬場施設維持管理事業	市	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽新設事業	市	
		緊急消防援助隊設備整備事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅等長寿命化事業	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	松浦市老朽危険家屋除却支援事業 ・ 老朽危険家屋の除却に対し支援を行うことで安全かつ安心な住環境づくりを促進する	市	
	(8) その他	原子力災害対策施設整備事業	市	
		洪水対策事業	市	
		都市計画マスタープラン見直し事業	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

男女共同参画社会の推進に伴い、本市における女性の就業率は年々上昇しており、共働き世帯も増加傾向にある。また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化している現状において、特に若い子育て世帯は、家族の援助又は地域からの支援が受けにくい状況にあることから、育児への負担感や育児費用の増大など、出産・育児への不安による少子化への影響が懸念される。

このため、教育・保育環境や福祉医療の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進や出産・育児に関する相談・支援体制の強化など、子育て世帯が抱える心身及び経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる子育て環境の維持と更なる発展に努めていくことが重要である。

② 保健

人生を充実して健康に過ごすためには、心身両面にわたって健康であることが大切であり、本市においても市民の健康の保持及び増進を図るため、各種保健事業を実施し、その充実に努めてきたところである。

本市においては、各種健康診断、健康相談、健康教室、訪問指導などを実施し、健康づくりを推進しているところであるが、今後は、保健、医療及び自殺対策推進を図る必要がある。

③ 高齢者福祉

超高齢化社会を迎え、本市においては、38%の高齢化率となっており、要介護認定率も年々増加傾向にある。介護サービスの充実により、サービス提供体制が拡充される一方、団塊の世代が75歳に達する令和7年には、多額の介護保険給付費が必要となり、介護保険制度の存続そのものが危ぶまれる状況である。

今後は、住み慣れた地域で、生きがいをもって自分らしく元気に生活していくことができる健康寿命の延伸と社会づくりが求められている。そのためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくことが必要であり、地域における介護予防や支え合い等の身近なところから早期に取り組んでいくことが重要である。

④ 児童福祉

子育て世帯の定住促進を図るためには、子どもの健やかな成長に資する環境整備を推進していくことが必要である。現在本市には、私立保育所10か所、認定こども園4か所及び家庭的保育事業所1か所があり、保育については665名の利用受入能力を有し、小学生の放課後における利用施設として、児童館1か所、放課後児童クラブ8か所を設置し、保育サービス等を実施している。

しかしながら、核家族化が進み共働き世帯が増える中、多様な保育サービスを求める声はますます高くなっており、今後も保護者のニーズの把握に努め、仕事と子育ての両立を支援する施策をさらに充実させていくことが必要である。

また、ひとり親家庭の子ども、障がいのある子ども、要保護児童など特別な支援を要する子どもについては、関係機関等との連携を密にし、保護者に対する支援と共に子どもたちの健やかな育ちが保障される支援体制の整備に努める必要がある。

⑤ 障がい者（児）福祉

本市も全国的な流れに同調するように、障がい者の高齢化、障がいの重度化の傾向が見受けられる。障がい者が地域の中で安心して暮らしていくためには、必要なときに必要な支援を受けられるよう、関係機関等との連携を図り、障がいの有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重しあえる環境づくりを推進する必要がある。

また、福祉サービスのニーズが多様化する一方、市内に事業所等の社会基盤が不足している等の理由からサービスの提供が充分でないことが課題である。

（２）その対策

① 子育て環境の確保

家族、地域、公的機関がそれぞれの立場で日々活動し、子どもを安心して産み育てることができる子育て環境の整備に向けて、積極的な支援策を講じる。

子育てに係る経済的負担の軽減を図るための市の独自施策として、保育料の減額制度、副食費の助成制度、ベビー用品の貸し出し事業及び高校生等までの子ども医療費の制度等を実施する。併せて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供するために松浦市子ども家庭総合支援拠点、松浦市子育て世代包括支援センター及び松浦市子育て支援施設の機能を十分に発揮することによって相談・支援体制を強化し、魅力ある子育て環境を創出することで少子化の抑制を図る。

② 保健

乳幼児、妊産婦、高齢者等を対象とした集団健診などの普及に努め、食生活の改善やスポーツ・レクリエーション活動の啓発によって市民の健康増進を促進する。

市民の多様化するニーズに応えるために、福祉・保健・医療機関との連携を強化し、総合的な福祉保健の核となるように整備した総合福祉保健センターを積極的に活用する。

③ 高齢者等の福祉

高齢者等の多種多様なニーズを把握し、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく元気に充実した生活を送るために、必要かつ自立を妨げることのない適切なサービス提供を行うとともに、地域における見守り体制の強化を図る。

また、様々な要因で支援を要する状態となっても互いに支え合えるような地域づくりが必要である。生きがいや介護予防に繋がる社会参加の機会を確保することを一体的に行うため、生活支援体制の整備を推進する。

高齢者同士や世代を超えた交流促進を図るため、地域における様々な活動を積極的に支援するとともに、社会参加を促進するための施策を推進する。

④ 児童の福祉

家族・地域社会・公的機関がそれぞれの立場で日々活動し、元気でたくましい子どもを育て、社会人として活動するまでを支援する。

少子高齢化は、大きな社会問題であり、住民の健康づくり、介護予防、子育てと仕事の両立支援の対策により、子どもを安心して産み育てることが出来る子育て支援の強化のための積極的な支援策を講じる。

保護者のニーズに応えるため、保育施設や学童保育等の施設やサービスの整備拡充を図る。また、市の独自施策として、保育料の減額制度、ベビー用品の貸出し事業、給食費の助成及び高校生等までの子ども医療費助成制度等を実施することで保護者の経済的負担を軽減する。併せて、子育てに関する相談体制を充実させることで、母親の育児不安の解消に努め、子育てしやすい環境の整備を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定住促進に繋げていく。

多様化する保護者のニーズに応えるため、保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブ等の施設・設備について、必要に応じ整備・改修を図り、安心して子どもが預けられる又は子どもたちが安全に過ごせる場所の確保に努めると共に、休日保育、延長保育、病後児保育その他必要な保育サービスの維持拡充を図り、子育て世帯における仕事と子育ての両立を支援する。

また、特別な支援を要する子どもについては、保健師、助産師、作業療法士、保育士、家庭相談員等の専門職を配置し、相談への対応や必要なサービスの提供、各種支援制度の案内を行うと共に、関係機関とも連携を図りながら継続的な支援を実施していく。

これらの対策を講じることより、子どもの健やかな成長に資する環境を整備し、子育て世帯の定住促進を図る。

⑤ 障がい者（児）福祉

国や県の動向を踏まえつつ、行政担当者だけではなく、理学療法士・保健師等による相談支援の連携を図り、各分野の障がい者のニーズを正確に把握し、障がい者にとって住みやすい地域の環境づくりを目指していく。

また、市内や近隣の福祉サービスを提供する機関の情報提供や連携強化に努める。障がい者が、地域で生活する上での困難や悩み等を解決するためには、相談窓口を強化する必要がある、各地域に配置されている地域相談員・相談支援事業所等を活用し、生活や就労をはじめとする障害福祉サービスの情報提供が行える体制を整備する。

また、障がい者（児）が地域で生きがいを感じ安心して暮らしながら障がい福祉サービスの確保が図られるよう日中一時支援事業施設、グループホーム等の設置を事業所に対して働きかけを行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	私立保育所整備費負担金	民間	
	(2) 認定こども園	私立認定こども園整備費負担金	民間	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター維持管理事業	市	
	その他	緊急通報機器整備事業	市	
		御厨老人憩の家整備事業	市	
		田代ふれあいの館維持管理事業	市	
		星鹿老人憩の家維持管理事業	市	
		調川老人憩の家維持管理事業	市	
		今福高齢者コミュニティセンター維持管理事業	市	
	(6) 母子福祉施設	子育て支援施設改修事業	市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	こども医療費助成事業 ・ 小・中・高生の医療費を助成 することで保護者の負担を軽減 し子育てしやすい環境を整える	市	
		利用者支援事業 ・ 子育て家庭や妊産婦が、教育、 保育、保健その他必要な子育て 支援を円滑に利用できるように 相談や情報提供等を行い支援体 制の充実を図る	市	
		保育料減額事業 ・ 保育所等の入所負担金を減額 することで保護者の負担を軽減 し子育てしやすい環境を整える	市	
		一時保育事業 ・ 冠婚葬祭や育児ストレス等によ る一時預かり保育サービスを行 う保育所等に対し助成する	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	障がい児保育促進事業 ・ 重度の障がい児や軽度の発達障がい児の保育サービスを行う保育所等に対し助成する	市	
		副食費助成事業 ・ 保護者が負担する副食費を助成することにより、保護者の負担軽減と子どもの健やかな成長を支援する。	市	
		放課後児童健全育成事業 ・ ひとり親世帯及び生活保護世帯を対象に利用負担金の減免を行った事業所に対し、減免額相当分を市が負担する	市	
		わくわく・おでかけ支援事業 ・ 高齢者等の社会参加を促進するため交通費等の助成を行う	市	
		老人クラブ連合会支援事業 ・ 老人クラブ会員の親睦を深め高齢者の生きがいの充実や健康増進を図るため、助成を行う	市	
		不妊治療費助成事業 ・ 特定不妊治療費への上乗せ助成と一般不妊治療への独自助成を行い少子化対策につなげる	市	
		妊婦健診助成事業 ・ 妊娠中の健診に対して助成することで、安心して妊娠・出産できる環境を整える	市	
		離島地域安心出産支援事業 ・ 産科医療機関の無い離島の妊娠の安心な出産のために費用の一部を助成し負担の軽減を図る	市	
		産後ケア事業 ・ 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間における母子への心身のケア及び育児サポートを行う	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		予防接種事業 ・ 法定及び任意の予防接種を実施することにより疾病の発生及びまん延を防止する	市	
		地域活動支援センター運営事業 ・ 障がい者の創作活動の場や生産活動の場を確保し社会参加の促進を図る	市	
		障がい者福祉医療費助成事業 ・ 重度から中度の心身障がい者及び精神障がい者 1 級（通院）の医療費を助成することで障がい者福祉の増進を図る	市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には公立の医療施設として、松浦市立福島診療所、鷹島診療所及び青島診療所がある。なお、福島、鷹島及び青島においては、それぞれの診療所が島内唯一の医療機関として医療体制の整備を図っている。救急病院的な役割を有しているため消防署や近隣の医療機関との連携を強化し、患者の安全確保と迅速な輸送を図っているところである。

また、各診療所の運営については、医業収益が伸び悩む一方、医業費用にあつては、医療確保に伴う人件費、更には老朽化及びＩＣＴ化の対応による医療機器等購入による施設整備費等が増加するなど極めて厳しい現状である。

(2) その対策

今後における医師の確保、定着については、県等関係機関、医科大学等の協力を得てその実現に努める。特に、青島診療所がある青島地区は、架橋されている福島及び鷹島と比べると、船が唯一の交通手段であり、医師の確保が医療の確保に直接結びつくため島民が安心して暮らせるよう医療サービスの確保を図る。

医療機器等については、耐用年数の残存期間等に配慮しながら更新し、同時に、将来的なＩＣＴ環境の整備を踏まえた上で施設の充実を図る。患者のニーズに応え得る医療施設の近代化を進め、併せてこれに対応できる医師を確保するとともに、医業費用の節減に努め経営の安定を図る。

また、住民の健康づくり等は、関係機関と緊密なる連携を図りながら、医療情報の効率的な活用により総合的な体制の確立を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	診療所施設整備事業	市	
	診療所			
	その他	医療機器等整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域医療確保対策事業 ・ 公立診療所における医師の確保を図る。	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本市においては人口流出に伴う人口減少、過疎化の進行が深刻な状況である。現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育的課題があるかについて総合的な観点から分析を行うとともに、学校は地域コミュニティの核としての性格を有していることを踏まえ、学校の適正配置についても丁寧な議論を行っていくことが必要である。また、社会がどんなに予測困難な時代であっても、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら考えを判断して行動できる力を身に付けることができる教育を充実させることが重要である。

このことから平成29年度告示された学習指導要領を踏まえ、実際の社会で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を育むために、第2期松浦市教育振興基本計画に掲げた目標に沿って意図的・計画的に実践する必要がある。

公立学校施設については、松浦市長寿命化計画に基づいた定期的な予防整備や再生整備を実施していく必要がある。また、長寿命化が困難な施設については、児童生徒数の減少に応じた施設規模の縮小を検討し、計画的な改築を実施することが必要である。

バス路線の廃止や学校の統廃合により児童・生徒の通学が徒歩では困難となるため、地域の実情にあわせたスクールバスの運行が必要である。

本市においては、JETプログラムを活用してALT（外国語指導助手）を招致し、小・中学校の外国語活動の補助及び地域住民との国際交流活動を行っている。また、学習指導要領の改訂により令和2年度から教科化された小学校の外国語及び中学校英語の高度化に伴い、外国語の知識理解に留まらず、コミュニケーション能力の向上や外国語を話せる人材の育成を目指す必要がある。更には、近年、グローバル化が急速に進展する中、自分とは異なる価値観や考え方を受容し、多様な文化を尊重する資質・能力を身に付けることが求められている。これらのことから、ALTを配置する意義はますます重要となっている。

第4次産業革命と言われるIoTやAIをはじめとする技術革新が一層進展し、生活が大きく変わりつつある。これまで本市においては全ての小・中学校へ電子黒板を配備し、児童生徒の情報機器活用能力を育んできた。また令和3年度までには全児童生徒に一人一台端末としてPCを整備し、インターネットを活用した個別最適な学びの充実を展開する計画である。今後の生活の中でICTを日常的に活用するための資質・能力を育むことは社会で生き抜くために必要不可欠なものであり、ICT環境の整備を推進していく必要がある。

本市における学力向上は喫緊の課題である。平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査の結果では、全国平均正答率と比較したときに算数・数学・英語は全国を下回る水準となっており、特に「活用に関する問題」について、小・中学校とも共通した課題となっている。毎年実施している市独自の学力調査では、調査結果をもとにわかる授業につなげるための授業改善を行い、また、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細かな指導・支援（個別のフォローアップシートの活用）も実施している。個々の児童の伸びを図る指標として年度ごとの経年比較を実施することで、学力の状況を家庭と

共有し、家庭学習の充実につなげている。

市内唯一の高等学校である長崎県立松浦高等学校を含め、教育環境の整備及び各学校の魅力を高めることは、学力の向上はもとより地域の活力にもつながることから、今後に対策及び支援の継続が求められている。

② 社会教育、社会体育

社会教育施設、体育施設については、市民の文化活動やスポーツ活動、コミュニティ活動において身近に利用されている。また、地域間交流等においてもその果たす役割が大きい。

青少年及び成人に対し行われる社会教育と社会体育の振興を図るため、その拠点となる公民館等の各施設の整備が不可欠である。しかしながら、施設の老朽化などによる安全性や利便性に問題のある施設があり、その対策が求められている。

(2) その対策

① 学校教育

少子高齢化の中で、豊かで生きがいにあふれた社会づくりを目指し、世代間交流など健全育成事業に引き続き取り組むと共に、教育の充実と支援に取り組む。

学校施設については、年次ごとに各学校の改造・改修を行ってきたが、次々に改修箇所が増えてくる状態である。今後も児童・生徒の安全の確保、学習指導上の必要性を考慮しながら必要な施設の改修を行い、学校施設の安全性の確保及び教育環境の改善を図る。また、引き続きALT等の招致を行い、国際理解教育の推進を図る。加えて、多様なニーズに応じたサポート、学力向上に関する取組及びICT環境の整備を推進する。

③ 社会教育、社会体育

市民の学習意欲を啓発し、生涯学習社会の形成を目指すため、生涯学習推進体制を確立し、自主的かつ自発的な学習と文化活動を積極的に支援する。

このため、生涯学習センターを核とし、各公民館との連携により、市民の多様なニーズに応える講座の提供、活動の場の確保に努める。

また、社会体育施設は、市民がスポーツ、レクリエーションを通して交流できる拠点と位置付け、生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を送れるよう整備する。

耐震設計を満たしていない社会教育施設・体育施設等については、耐力度調査及び耐震診断・耐震補強設計を行い、老朽化などによる安全性や利便性の問題のある施設の整備を推進し社会教育、社会体育の振興を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎解体事業 ・ 鷹島小学校、鷹島中学校	市	
	校舎	校舎大規模改造事業 ・ 今福小学校、調川小学校		
		校舎改築事業 ・ 御厨中学校		
	屋内運動場	屋内運動場改築事業 ・ 志佐小学校	市	
	屋外運動場	テニスコート整備事業 ・ 鷹島中学校 屋外運動場整備事業 ・ 調川小学校	市	
	水泳プール	プール整備事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅整備事業 ・ 鷹島小学校、鷹島中学校、 青島小中学校	市	
	スクールバス	スクールバス導入・運用事業	市	
	給食施設	学校給食共同調理場改築事業 ・ 鷹島学校給食共同調理場	市	
	その他	小中学校 I C T 化推進事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等	市立公民館整備事業 ・ 福島公民館、御厨公民館、 上志佐公民館、鷹島公民館、 星鹿公民館	市	
	公民館			
	体育施設	体育施設整備事業 ・ 今福地域スポーツ施設、 松浦市民運動公園、武道館、 福島体育館、福島武道館、 鷹島スポーツ・文化交流 センター、大崎体育館、 養源体育館、御厨地域運動場、 福島総合運動公園、 鷹島総合運動公園	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	外国語指導助手招致事業 ・ 外国語指導助手を招致し小中 学校の外国語活動の補助を行う	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高等学校 生涯学習・スポーツ	学力向上事業 ・ 学力テストの実施及びその結果を踏まえた課題改善や指導力強化のための研修会など総合的な取組みにより学力向上を図る	市	
		松浦高等学校魅力化事業 ・ 多様なニーズに対応した支援を行うことで地域活性化を図る	市	
		離島高校生修学支援事業 ・ 離島の高校生の経済的負担を軽減するために通学費や居住費等を支援する	市	
		読書環境整備事業 ・ 図書の整備及び司書等の配置を行うことで、読書活動の活性化し、学力の向上を図る	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市における集落は、歴史的な背景を基に強い集団意識で維持されているため、現時点で集落移転や区画再編の計画はない。

しかしながら、少子高齢化や都市部への人口流出に伴う人口減少により、一集落でのコミュニティの維持が極めて困難な地域も存在することから、今後も集落間の連携は不可欠である。また、広域的には、商店、医療機関、金融機関及びガソリンスタンドなどをはじめとした安全に安心して暮らせる住みよい集落環境づくりに必要な施設の面的な整備についても配慮する必要がある。

生活様式の多様化、広域化に伴い、個人間や集落間でのコミュニティ活動が低下し、地域社会に対する関心も薄れつつある。

今後も人口減少が続くことが予想される中で、集落の地域コミュニティの存続が危ぶまれるとともに、行政・民間サービスともに従来のような形で維持することが困難となる。また、各自治公民館や消防団施設などの地域活動の拠点となる施設の老朽化が進んでおり、その維持管理にも直面している。

行政に関する伝達事項等については、各集落に行政協力員又は行政連絡員を配置し、円滑な行政運営の推進に努めている。

各地域では、自治会をはじめ、青少年健全育成協議会や社会福祉協議会地区支部、PTAなど、既に目的に応じた様々な団体が活動している。今後、人口減少していく中で活動の幅、活力の低下が危惧されるが、様々な団体が手を携え、団体の課題を補完することで持続的に発展することを目指す。そのため、各地域において、地域運営組織の立ち上げが喫緊の課題である。

(2) その対策

地理的条件や地域社会の実情を見極めながら、公共施設の計画的かつ適正な配備を推進する。生活に密着した施設、とりわけガソリンスタンドについては、地域での日常生活及び災害時における石油製品の安定確保の観点から、地域の状況を把握するとともに国の制度を活用した支援のほか民間事業所に対する存続の働きかけを行う。

市内の各小学校区において、地域版未来会議を開催し、地域課題を住民が共有することで、主体的な解決の手段、アイデアを促進するとともに、市民の参画と連携による地域運営組織の設立を進め、地域毎に異なる様々な課題を市民の企画立案や運営により解決できる仕組みをつくる。

また、活力ある地域社会を築くための地域交流活動やリーダー的人材の育成・支援、郷土愛や連帯意識の醸成などに取組み、いきいきとした快適で住みよい地域づくりを積極的に進める。

人口減少に抗う定住・移住促進に取り組む一方で、人口減少下でも持続的な生活を実現できる地域づくりを進める必要がある。生活機能を集約した基幹集落を核として各居住集落とのネットワーク圏を形成していかなければならない。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	元気なまちづくり活動支援事業 ・ 地域生活環境の向上を図るため、自治会等団体が行う対象施設の整備に係る作業に対し、事業費の一部を負担する。	自治会等	
		協働によるまちづくり支援事業 ・ 地域運営組織の立ち上げへ向け、地域のまちづくり計画策定の支援を行う。	自治会等	
		協働によるまちづくり交付金事業 ・ 地域のまちづくり計画に基づく活動に対して、交付金を交付する	地域運営 組織等	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

生活水準の向上や余暇の増大に伴い、精神的な豊かさを求め、文化や芸術に対する意欲が高まっている。本市においても多数の団体、個人が学習活動や創作活動を行っており、文化活動が活発になるにつれて市民の要望も多様化してきている。これに応えるため、各種団体に対する適切な助言、支援が行えるような体制づくりが必要である。

本市には、古くから海を介して他国と接し、歴史や文化に大きな影響を与えてきた文化財がある。しかし、社会状況の大きな変化により、文化財の継承基盤であるコミュニティが脆弱化し、地域文化の多様性の維持・発展が脅かされようとしている。同時に、地域振興、観光振興などを通じ、地方創生や地域経済の活性化に貢献すると文化財に求められる役割への期待は増大している。文化財をいかにして次世代に継承するか、未来に先んじて必要な施策を講じることが必要である。

「松浦党」に関する史跡をはじめ、地域固有の歴史や伝統文化、天然記念物など多くの文化資産があり、それらの保存と活用のための取組を推進する必要がある。

本市で初めて登録有形文化財として登録された旧長醫家住宅主屋の建物の価値を活かせるよう、活用策の検討が必要である。

海底遺跡としては日本で初めて国の史跡に指定された鷹島神崎遺跡の整備活用を進めるため、平成25年度に策定した『鷹島神崎遺跡保存管理計画』を具現化しなければならない。短期目標の内容を検証するとともに引き続き中・長期目標への取組を進める必要がある。

また、平成29年4月に鷹島歴史民俗資料館と鷹島埋蔵文化財センターを松浦市立埋蔵文化財センターに統合するとともに、松浦市立水中考古学研究センターを設置した。鷹島を水中考古学の拠点とするべく、これらの施設を中心に普及・啓発を図る必要がある。

元寇（蒙古襲来）に関連する県内外の自治体と連携して、元寇の歴史の重要性と鷹島海底遺跡の存在価値をアピールするとともに、交流を進め、広域的なつながりを作ることが必要である。

市内各地にあるさまざまな文化財は、貴重な財産であるとともに地域の魅力を発信するうえで貴重な資源である。文化財を地域の力で大切に守り、次の世代に確実に引き継がなければならない。

そのために、文化財の価値やその保護の意義を理解してもらうよう情報発信していく必要がある。

(2) その対策

文化会館をはじめとする地域文化振興施設については、市民文化の向上のため、必要な施設の整備を推進する。

市内には歴史・文化・自然が豊富にありこれらの資源を活かした観光振興を今後より一層推進していく。

また、地域の伝統芸能や祭りの保存・継承に努め、郷土の歴史や文化を再認識するための郷土誌の編さん等、地域文化の向上を図るための施策を推進する。

本市において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとすべく文化財保存活用地域計画の策定を目指す。同計画では、地域に所在する未指定を含めた多様な文化財を調査・把握した上で、まちづくりや観光行政などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めて行くための枠組みづくりを行う。

文化財の保護・啓発、調査研究を行うことで、市民共有の財産を適正に管理・保存し、後世に継承する。市内に点在する文化財の説明板などを整備することにより、文化財に対する市民への理解と本市の観光資源としての活用を図る。

文化財の価値や保護の意義を伝えるため、ホームページやSNSなどを活用して情報を発信し、市内外で開催されるイベントでPRを行うなど広報活動の充実を図る。また、郷土愛を高めるため、体験学習、出前講座など歴史や文化に触れる機会を提供する。

鷹島を水中考古学の拠点とするため、これまでの調査研究で培った成果や情報を活用し、セミナー等の啓発活動を行い、水中考古学の専門研究機関の設置を目指すとともに、拠点施設整備に向けた取り組みを進め、継続的な水中遺跡調査を実施する。

観光関連団体や観光行政と協力して、元寇（蒙古襲来）の歴史を活かした地域の交流事業を推進する。また、国内外へ鷹島海底遺跡および国史跡鷹島神崎遺跡で得られた調査研究の成果や関連する出土遺物並びに保存処理技術などの周知を図る。

地域で伝承されている浮立などの無形民俗文化財についてその活動を支援することで保存と継承を図り、伝統文化を後世に継承するため、記録保存に努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化会館整備事業 ・ 舞台照明設備 ・ 音響設備改修 ・ 舞台吊物機構設備 ・ 屋根、外壁改修	市	
		埋蔵文化財センター改修事業 ・ 施設改修	市	
		県指定文化財保存修復事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	指定文化財啓発事業 ・ 市指定文化財の管理に必要な説明板、標識の設置	市	
		市内遺跡発掘調査等事業 ・ 遺跡の確認調査	市	
		鷹島水中遺跡発掘調査事業 ・ 鷹島海底遺跡調査に係る有識者委員会の設置、発掘調査等及び保存処理	市	
		国史跡鷹島神崎遺跡活用整備事業 ・ 史跡や埋蔵文化財の総合的な公開活用のための普及啓発、台帳整備等	市	
		水中考古学研究センター事業 ・ セミナー等の啓発活動、拠点施設整備	市	
		登録有形文化財活用検討事業 ・ 旧長醫家住宅主屋の活用策の検討、施設公開・管理保全	市	
		元寇の歴史を活かした交流人口推進事業 ・ 関係自治体との交流促進のイベント開催、国外への情報発信	市	
		地域文化財総合活用推進事業 ・ 松浦市文化財保存活用地域計画の作成	市	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、昭和47年の炭鉱閉山後、石炭専焼火力発電所・石油ガス備蓄基地の誘致によりエネルギーのまちとして発展し、これまで電力の安定供給によって重要な役割を担ってきた。

国においては、2050年にカーボンニュートラルの脱炭素社会を目指すとした方針が打ち出され、「再生可能エネルギーの電源構成比率50%超」、「エネルギー収支が実質ゼロのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及」、「2030年代半ばまでに新車販売を電動車へ」と目標を掲げ、カーボンニュートラルの実現に向け、「グリーン成長戦略」が進められる。

本市においてもエネルギーのまちとして、国の動向をしっかりと捉え、再生可能エネルギーの導入によるまちづくりを進めていく必要がある。本市は、令和3年6月に「松浦市再生可能エネルギー導入推進計画」を策定し、地域資源である再生可能エネルギーを生かしながら、持続可能な社会の実現と地域課題の解決を図ることを目指すこととしている。

(2) その対策

目指すべき方向性としてCO2削減を図ることを目指すほか

- ①再生可能エネルギーを活用した地域産業の活性化
- ②再生可能エネルギーの導入による社会インフラの強化と維持
- ③再生可能エネルギーに自ら取り組むという理解促進と人材育成を目指す。

実現に向けては、「再エネ施設の導入促進」、「再エネ電源需要の拡大」、「地域経済への波及拡大」、「普及・啓発」の4つを柱として取り組む。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再エネ施設導入促進事業 ①営農型太陽光発電の導入 ②耕作放棄地における再エネ導入 ③ため池を利用した太陽光発電 ④公共施設への再エネ・蓄電設備導入 ⑤ZEH・ZEBの導入促進 ⑥ゾーニングの実施による地域共存型風力発電事業促進	民間・市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再エネ電源需要拡大事業 ⑦防災拠点や公共施設への再エネ電力供給 ⑧事業活動での再エネ需要喚起	民間・市	
		地域経済波及拡大事業 ⑨再エネ電力地産地消による経済活性化 ⑩地域の再エネ関連企業や人材の育成 ⑪再エネ事業の地域内投資の促進	民間・市	
		普及啓発事業 ⑫再エネ関連情報の提供・発信	民間・市	

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	空き家活用事業 ・ 空き家、空き店舗の改修等に対し支援を行うことで、空き家、空き店舗の有効活用による定住促進と地域活性化につなげ人口減少に歯止めをかける	市	空き家・空き店舗を有効活用し移住・定住の促進を図る取組であり、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		定住奨励事業 ・ 定住を目的に住宅を取得する場合に奨励金を交付することで人口減少に歯止めをかける	市	住宅を取得することは定住に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		新生活応援事業 ・ UIターン者等の新規就職、賃貸住宅への入居及び結婚に伴う新生活に対し奨励金を5年間に分割交付することで定住促進につなげ人口減少に歯止めをかける	市	UIターン者の移動に伴う初期費用の経済的負担軽減を図ることで定住に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		結婚新生活支援事業 ・ 低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化を行う。	市	結婚に伴う初期費用の経済的負担軽減を図ることで定住に繋がる地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	地域間交流	ワーケーション等環境整備推進事業 ・ ワーケーション等の環境整備を図る	民間	ワーケーション等による関係人口を増やすことで定住に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	人材育成	対話によるまちづくり人材育成事業 ・ 対話によるまちづくりが進むための、人づくり、環境づくりを行う。	市	人材育成を行うことはまちづくりに繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	イノシシ捕獲報奨事業 ・ 農作物の被害を最小限に抑え生産性の安定化と農業者の営農意欲の衰退を抑制するため捕獲報償費を支払う	市	各経営体の高齢化、後継者不足に伴い農地の見回りやイノシシの追い払いに苦慮しており、本取組が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		鳥獣被害防止総合対策事業 ・ 鳥獣被害防止施設及び狩猟免許取得費の一部を支援することで農作物被害の抑制を図る	協議会	各経営体の高齢化、後継者不足に伴い農地の見回りやイノシシの追い払いに苦慮しており、本取組が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市労働力支援事業 ・ 繁忙期の農家の人手不足を解消するための労働力（人的）支援事業に対する補助	農協	各経営体の高齢化、後継者不足に伴う営農活動を支援するものであり、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市新規就農支援事業 ・ 認定新規就農者の就農初期を支援し、新規の就農に繋げる	市	新規就農支援は、後継者・担い手確保に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		機構集積支援事業 担い手への農地集積・集約化を支援し、人口減少による人手（後継者）不足の中で、効率的に農地を利用するために生産コストの低減と優良農地の維持を図る。	市	農地を担い手へ集積することで、耕作放棄地解消・地域農業の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		農地中間管理機構委託事業 意欲ある担い手に農地を集積・集約することで、農地利用の効率化の促進を図り、農業の生産性を向上させる。	市	農地を担い手へ集積することで、耕作放棄地解消・地域農業の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		未利用材搬出支援事業 未利用材の木質バイオマス等への活用の為に必要な搬出や運搬を支援し森林整備を促進する	森林所有者	コスト的理由により搬出しない木材の搬出費用を支援することで、森林所有者、事業者の負担減となることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		未利用材活用促進事業 間伐材を木質バイオマス等として活用する際に支援することで、森林整備の促進を図る	森林所有者	個人有林の間伐材を収益にすることで、個人の森林整備意欲の向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		持続可能な新水産業創造事業 経営改善を目的とした機器等の導入を支援し、漁家等の所得向上に繋げる	漁協 漁家等	経営改善の意欲がある漁協・漁家等が経営改善に必要な機器等を導入することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		松浦市新規漁業就業促進事業 新規漁業就業者の定着促進を図る	市	漁業者の減少と高齢化が進む中、新規漁業就業者の定着促進を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		鮮度保持施設整備事業 水産物の鮮度保持、餌料等の保管のための施設整備を進め、漁家所得向上につなげる	漁協等	水産物の鮮度保持や餌料等の保管のための施設を整備し、漁家所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦産水産物消費拡大事業 水産物のPR・販路拡大に関する取り組みに対して補助することで水産物の消費拡大を図る	漁協	水産物の消費が低迷する中、水産物のPR・販路拡大により消費拡大を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		水産物輸出促進支援事業 水産加工団地内企業のHACCP取得を支援することで加工団地の一体的な品質向上を図る	市民間	水産加工団地内企業が国際的な衛生基準であるHACCPを取得することは、今後の輸出促進に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業化	複合養殖魚種導入実証試験事業 ・ 複合養殖を推進することで、 漁業所得の向上を図る	市	市場からの需要がある魚を生産するため、養殖魚種の複合化を進め、漁家所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市創業者育成支援事業 ・ 商工団体や金融機関との連携による相談体制の構築及び創業初期の一定期間を支援することで新規起業を促進する	市	新規事業の創出を促進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市地域振興券発行事業 ・ 市が交付する補助金等を域内消費につなげる仕組みとして商品券を作成し地域通貨として域内消費の拡大を図る	市	市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらす取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		商店街活性化推進事業 ・ 商店街を軸とした商業の活性化につながる事業を実施し、商店街の活性化を図る	民間	地域商店街の消費・販路拡大、地域経済循環等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		がんばる中小企業応援事業 ・ 新商品開発から販売促進、特産品推奨品指定までの段階的な補助を行い産業振興を図る	民間	地元商店等の新商品開発・販路拡大等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		中小企業金融政策事業 ・ 中小企業への融資制度及び融資の際の保証料を補給	市	中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		ふるさと産業振興事業 ・ 市内ものづくり企業等の新商品開発及び販路拡大に向けた取り組みの支援を行う ・ 松浦市内の人口減少対策などの地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大並びにU I ターン者による創業及び就業の支援を行う	民間	地元商店等の新商品開発・販路拡大等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		P R 拠点整備事業 ・ 都市圏にP R 拠点を確保し、効果的な情報発信や地元製品の販売等を行うことで地場産業や観光の振興を図る	市	都市圏においてP R 拠点を確保することは、松浦市や松浦市の製品の知名度向上に繋がり、地場産業や観光の振興により、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	松浦市特産品推奨・販路拡大事業 ・ 地域資源を活用した商品開発及び試験販売を経て特産品の主力商品として展開するための製造支援を行う	民間	松浦市の特産品の販路拡大等に取り組み、商工業を活性化させることによる生産者の所得向上や雇用の創出は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市体験型観光受入世帯確保対策事業 ・ 簡易宿所経営許可の新規取得等に係る費用を助成することで体験型観光受入世帯数の確保につなげる	民間	体験型観光は本市の観光において、重要な役割を担っており、受入世帯の確保は、交流人口の拡大に資するものであるとともに、地域コミュニティの維持等、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		まつうら観光物産協会運営・事業費補助事業 ・ まつうら観光物産協会が実施する観光振興施策及び物産振興施策に対する支援を行い交流人口の増加を図る	民間	まつうら観光物産協会は本市の観光及び物産のPRを担う重要な機関であり、本協会の支援は間接的に観光や物産の振興に資するものであり、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		まつうら観光振興推進事業 まつうら観光物産協会が実施する観光素材のセールスを行う事業に対する支援を行い交流人口の増加を図る	民間	まつうら観光物産協会は本市の観光及び物産のPRを担う重要な機関であり、本協会の支援は間接的に観光や物産の振興に資するものであり、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		福岡都市圏交流プロジェクト事業 福岡都市圏と松浦市との交流を促進するため、異業種交流会への参加、ファンクラブの運営及び入会案内ツール等を制作し情報発信を強化する	市	福岡都市圏において交流を行うことで、松浦市の知名度を向上させ、地場産業や観光の振興を図る。これは、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市福岡事務所設置事業 福岡都市圏における活動拠点として福岡事務所を設置し福岡都市圏との交流促進を図る	市	福岡都市圏においてPR拠点を確保することで、松浦市や松浦市の産品の知名度を向上させ、地場産業や観光の振興を図る。これは、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	福岡都市圏シティプロモーション事業 ・ 福岡都市圏におけるパブリシティや松浦ブランドの発掘と発信、市民と一体となったシティプロモーションを推進する	市	福岡都市圏において、松浦市の情報発信をおこなうことで、松浦市や松浦市の製品の知名度を向上させ、地場産業や観光の振興を図る。これは、所得向上や雇用の創出に繋がるため地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市誘致企業奨励事業 ・ 企業進出に際する用地の取得や設備投資等に対し補助することで企業誘致の促進を図る	市	雇用創出が見込めることから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦市地場企業支援特別奨励事業 ・ 地場企業の設備投資に対し支援を行い雇用の場の創出を図る	市	雇用創出が見込めることから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	交通確保対策事業 (バス・タクシー事業) ・ 路線バス、乗合バス及びデマンド型タクシー運行に伴う損益相当分を補助し、住民の移動手段を確保する。 ・ 陸上交通再編に伴う、車両導入経費に対し助成する。	市 民 間	公共交通は生活に必須なインフラの一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		交通確保対策事業（フェリー、交通船事業） ・フェリー等の運航に伴う損益相当分を補助し海上交通の維持を図り住民の移動手段を確保する。 ・離島航路におけるフェリー運航の補完と緊急時の離島住民の移動手段を確保するため交通船を導入する。	市 民 間	離島航路は、離島住民にとって必要不可欠な交通手段であることから、離島航路を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	松浦市老朽危険家屋除却支援事業 ・老朽危険家屋の除却に対し支援を行うことで安全かつ安心な住環境づくりを促進する	市	生活環境に深刻な影響を及ぼす老朽危険家屋の除去は、安全かつ安心な住環境づくりに寄与する取組であることから、を地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	こども医療費助成事業 ・小・中・高生の医療費を助成することで保護者の負担を軽減し子育てしやすい環境を整える	市	保護者の経済的負担を軽減する子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		利用者支援事業 ・子育て家庭や妊産婦が、教育、保育、保健その他必要な子育て支援を円滑に利用できるように相談や情報提供等を行い支援体制の充実を図る	市	子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		保育料減額事業 ・ 保育所等の入所負担金を減額することで保護者の負担を軽減し子育てし易い環境を整える	市	保護者の経済的負担を軽減する子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		一時保育事業 ・ 冠婚葬祭や育児ストレス等による一時預かり保育サービスを行う保育所等に対し助成する	市	子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		障がい児保育促進事業 ・ 重度の障がい児や軽度の発達障がい児の保育サービスを行う保育所等に対し助成する	市	障がい児の福祉の向上を図ることは、相互理解を深め障がい者との共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		副食費助成事業 ・ 保護者が負担する副食費を助成することにより、保護者の負担軽減と子どもの健やかな成長を支援する。	市	保護者の経済的負担を軽減する子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	放課後児童健全育成事業事業 ・ ひとり親世帯及び生活保護世帯を対象に利用負担金の減免を行った事業所に対し、減免額相当分を市が負担する	市	所得の少ない児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の利用者負担金の一部を軽減することにより、経済的負担の軽減につながることが安全な子どもの居場所を確保する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		わくわく・おでかけ支援事業 ・ 高齢者等の社会参加を促進するため交通費等の助成を行う	市	高齢者等に対し積極的に外出を促すことは、筋力維持効果が期待でき、また社会参加による介護予防にも繋がる。住み慣れた地域で健康に生活できる社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		老人クラブ連合会支援事業 ・ 老人クラブ会員の親睦を深め高齢者の生きがいの充実や健康増進を図るため、助成を行う	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		不妊治療費助成事業 ・ 特定不妊治療費への上乗せ助成と一般不妊治療への独自助成を行い少子化対策につなげる	市	子を望む親へ経済的支援を行うことで、出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		妊婦健診助成事業 ・ 妊娠中の健診に対して助成することで、安心して妊娠・出産できる環境を整える	市	子を望む親へ経済的支援を行うことで、出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		離島地域安心出産支援事業 ・ 産科医療機関の無い離島の妊娠の安心な出産のために費用の一部を助成し負担の軽減を図る	市	子を望む親へ経済的支援を行うことで、離島での出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		産後ケア事業 ・ 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間における母子への心身のケア及び育児サポートを行う	市	産後の母子への支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		予防接種事業 法定及び任意の予防接種を実施することにより疾病の発生及びまん延を防止する	市	保護者の経済的負担を軽減し予防接種を実施することは、感染症流行の抑制と安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることに繋がる。これは地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域活動支援センター運営事業 障がい者の創作活動の場や生産活動の場を確保し社会参加の促進を図る	市	障害者の活動の場を確保して社会参加を図ることで障害者が安心して生活できる社会の形成に繋がることから地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		障がい者福祉医療費助成事業 重度から中度の心身障がい者及び精神障がい者1級（通院）の医療費を助成することで障がい者福祉の増進を図る	市	障害者の経済的負担軽減を図ることで障害者が安心して生活できる社会の形成に繋がることから地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保対策事業 公立診療所における医師の確保を図る。	市	医師の確保は、地域医療の確保に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 高等学校	外国語指導助手招致事業 ・ 外国語指導助手を招致し小中学校の外国語活動の補助を行う	市	子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		学力向上事業 ・ 学力テストの実施及びその結果を踏まえた課題改善や指導力強化のための研修会など総合的な取組みにより学力向上を図る	市	学力の保障は地域を支え、担う人材育成に直結する。このことから学力向上事業の取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		松浦高等学校魅力化事業 ・ 多様なニーズに対応した支援を行うことで地域活性化を図る	市	市内唯一の高校を支援することで、生徒の還流に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		離島高校生修学支援事業 ・ 離島の高校生の経済的負担を軽減するために通学費や居住費等を支援する	市	離島高校生の保護者の経済的負担を軽減するための事業を推進することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	生涯学習・スポーツ	読書環境整備事業 ・ 図書の整備及び司書等の配置を行うことで、読書活動の活性化し、学力の向上を図る	市	読書環境の整備については、地域の子どもたちの学力・教養の礎となるもので、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	元気なまちづくり活動支援事業 ・ 地域生活環境の向上を図るため、自治会等団体が行う対象施設の整備に係る作業に対し、事業費の一部を負担する。	自治会等	地域生活環境の向上を図るため自治会等団体が行う対象施設の整備は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		協働によるまちづくり支援事業 ・ 地域運営組織の立ち上げへ向け、地域のまちづくり計画策定の支援を行う。	自治会等	地域運営組織の立ち上げは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		協働によるまちづくり交付金事業 ・ 地域のまちづくり計画に基づく活動に対して、交付金を交付する	地域運営組織等	地域運営組織は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	指定文化財啓発事業 ・ 市指定文化財の管理に必要な説明板、標識の設置	市	文化財の顕彰や啓発を図ることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市内遺跡発掘調査等事業 ・ 遺跡の確認調査	市	各種開発事業の円滑化と郷土の文化財保護を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		鷹島水中遺跡発掘調査事業 ・ 鷹島海底遺跡調査に係る有識者委員会の設置、発掘調査等及び保存処理	市	「水中考古学の拠点」へ向けた環境整備が整うことであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		国史跡鷹島神崎遺跡活用整備事業 ・ 史跡や埋蔵文化財の総合的な公開活用のための普及啓発、台帳整備等	市	資料の公開活用による普及啓発が図られるとともに、重要文化財への指定へつながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		水中考古学研究センター事業 ・ セミナー等の啓発活動、拠点施設整備	市	国史跡鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査、研究、保存、活用を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		登録有形文化財活用検討事業 ・ 旧長醫家住宅主屋の活用策の検討、施設公開・管理保全	市	地域振興や活性化へ向けたシンボリックな資源として活用が期待できることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		元寇の歴史を活かした交流人口推進事業 ・ 関係自治体との交流促進のイベント開催、国外への情報発信	市	元寇の歴史的背景が次世代に継承され、文化財を保存・活用することで、地域産業の活性化につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		地域文化財総合活用推進事業 ・ 松浦市文化財保存活用地域計画の作成	市	地域住民の関心や理解の促進、さらには地域のアイデンティティの醸成が期待されることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再エネ電源需要拡大 ⑦防災拠点や公共施設への再エネ電力供給 ⑧事業活動での再エネ需要喚起	民間・市	再エネの導入推進に必要な事業であり、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域経済波及拡大 ⑨再エネ電力地産地消による経済活性化 ⑩地域の再エネ関連企業や人材の育成 ⑪再エネ事業の地域内投資の促進	民間・市	再エネの導入推進に必要な事業であり、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		普及啓発 ⑫再エネ関連情報の提供・発信	民間・市	再エネの導入推進に必要な事業であり、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。